

財団法人日本学会事務センター

破産の経緯

日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会

目 次

財団法人・日本学会事務センターの破産	1
―そのとき学会はどのように動いたか―	

資 料

・財団法人日本学会事務センターに対する刑事告訴の件	48
・財産目録	55
・説明会資料	59
・日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会 参加学会一覧	85

財団法人・日本学会事務センターの破産
ーそのとき学会はどのように動いたかー

日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会事務局長
日本地形学連合総務主幹
滋賀県立大学環境科学部
倉茂好匡

1. はじめに

2004年8月、(財)日本学会事務センター(以下、学会センターと略す)が破産した。学会センターに学会事務委託をしていた学協会は約300におよぶ。そして、多くの学会はその会費や資金を学会センターに預けていた。この「預け金」(学会センターからみれば「預り金」)は学会センター名義の銀行口座で管理されていた。このため、学会センターの破産とともにこの「預け金」は「一般債権」として法的に処理されることとなった。そして、学会センターの破産時の財務状態が極めて劣悪であったため、学会の「預け金」を含めた一般債権に対する配当はゼロとなった。学会によっては、その資産の大部分を「預け金」として学会センターに委託していたところもあり、そのようなところほど大きな財政的危機に陥った。

私は日本地形学連合という学会の総務主幹として、学会の事務処理全般を管理すべき立場にある。本連合も学会センターの破産に伴い2004年度会費収入の約7割を失う事となった。このため大きな財政的危機をむかえることとなり、2005年より発行を予定していた英文学術雑誌の発行を断念せざるを得なくなった。すでに出版社との契約を済ませ、原稿も集まりつつあったのに、である。一方、このような大問題に対処するとき、単一の学会として行動してもできることはわずかである。どうしても関係する学会を横断するような組織を作らなくてはならない。本連合は2004年8月12日に緊急の役員会を東京で開催し、本連合としての当面の行動方針を定める一方、もし他学会から「関係学会を横断するような組織を作ろう」という声があがらなかった場合には本連合が主体となって関係学会に呼びかけることを決定した。結局、本連合が主体的に学会横断組織をつくる行動を起こすこととなり、本連合の関係する役員はこの問題の対処に奔走することとなった。また、私の勤務する滋賀県立大学には日本陸水学会の主だった役員が多く勤務しており、彼らも学会センター破産の被害をもろに被っていた。そこで、学会側の組織を作っていくうえで、当初は日本地形学連合と日本陸水学会とが協力しながら行動していくこととなった。

その後、2004年11月27日には「日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会」が発足、さらには元理事長らとの和解協議を行うために2004年12月23日に「和解交渉委員会」が発足、学会センター破産に関連するさまざまな対応を行っていくこととなった。

本稿では、われわれ学会側が知り得た「学会センターの破産に至る経緯」を記録として

とどめると共に、それに対して学会側がとった行動およびそれにより明らかになった問題点等について整理していきたいと思う。

本稿には、学会センターの元常務理事や専務理事の名前が多く登場してくる。話を整理するために、主な人名と肩書きを前もって整理しておく。

山田 猛氏：1985年までの専務理事。その後は学会センター非常勤理事。1994年より学会センターの常任顧問。

轟 豊語氏：2003年9月までの常務理事

今野省造氏：2004年3月までの専務理事

原 剛氏：2004年3月までの常務理事

寺尾繁美氏：2004年4月からの専務理事。前岡山大学事務局長。学会センターには2003年10月着任

山口哲男氏：2004年4月からの常務理事

木田 宏氏：元日本学会事務センター会長。1978年まで文部省事務次官。

光岡知足氏：元日本学会事務センター理事長。東京大学名誉教授。

学会センターでは、2004年3月の時点でそれまでの常務理事と専務理事を解任し、新しい常務理事と専務理事をむかえている。2003年3月に常務理事が暴行傷害事件を起こしたことが発端にあったらしいが、このあたりで学会センターの経営状態がおかしいことに元理事長の光岡知足先生が気づき、人事異動を強行したといわれている。なお、新しく専務理事に就任した寺尾氏は前岡山大学事務局長であり、文部科学省の紹介をうけて学会センターに入社している。

2. 日本学会事務センターの経営破綻 ―学会はいつこれを知ったのか―

すべての発端は、2004年7月初旬に「学会センターが学会からの預り金を流用している」との新聞報道がなされたことに始まる。この報道を受け、学会センターは7月中旬に東京と大阪で3回にわたりこの問題に対する説明会を開催した。この席上、学会センターの寺尾繁美専務理事より以下のような説明があった。

- ・ 学会センターでは、2003年3月に常務理事の暴行傷害事件など2件の不祥事が発生した。
- ・ これを機に学会センターの管理運営体制および運営方法の抜本的見直しを行った。
- ・ その結果、大幅な累積赤字が存在すること、またこの赤字の補填に多額の学会預り金を充当していたことが判明した。
- ・ この赤字の原因は、学会センター財務構造が合理的でないことに加え、学会ユーティリティーセンターへの貸付金が膠着していること、また駒込の本部ビル取得時の長期借入金返済が適切に行われていなかったことが主たるものである。
- ・ 現在、学会預り金総額に対する流動資産が大幅に不足している。
- ・ もし学会に対してこれまで以上に預り金からの送金を行うと、学会センターの事業

資金が枯渇し破綻してしまう。

- したがって、学会のみなさまには、預り金を引き上げるようなことはせず、このまま預かり金を学会センターに置いた状態を維持させてほしい。
- そのうえで、学会センターは7年で再建を果たす再建計画をたてた。学会センターが学会事務の委託業務を存続させるためにも、学会のみなさんの協力をお願いしたい。

そして、学会センターが計画した再建計画の説明がなされた。その再建計画の主な内容を列挙すると、以下の通りである。

- 国際会議などの学術集会委託業務を、今後はセンターとして受託したのち、民間の同種業者に再委託する。
- 学会誌の編集・制作業務の外注化を検討する。
- 事務所を再編する。そのため、本郷にあるビルから退去し、駒込の本部ビル周辺に入居する。また大阪事務所の規模を縮小して移転し、大阪大学構内への設置を視野に検討する。
- 情報システムの全面外注化を図る。
- 職員数を削減する。現在、職員 94 名、臨時職員 24 名いるものを、職員 80 名、臨時職員 10 名にまで削減する。

これに対し、「このような経営状態に至った経緯に対する説明に不明な点が多すぎる」「外部委託すれば廉価になるような業務があるのなら、学会は直接その業者に委託する。今後は学会センターにこの種の業務を委託することはしない」「再建計画があまりにも甘い」など、学会側から怒号にも似た抗議が多くあがり、学会センターはこの計画を撤回せざるを得ない状況に追い込まれた。そして光岡理事長から「再建計画を再考し、一ヵ月後までに皆様に提示します」との説明があった。

その後、7月23日付けの理事長名文書が関係学会に送付され、それには「新たに業務提携する会社が見つかった。これをもとに新たな再建計画を立てている。当面の破綻の危機は去ったので安心してほしい」旨の記載があった。この文書により、多くの学会が一旦は安心した。またこの文書により、学会センターの再建が可能になったとの印象をもった学会も多いと聞く。

ところがその後、「8月6日に学会センターは東京地方裁判所に民事再生手続きの開始を申し立てた」との情報がもたらされた。私は、日本陸水学会がこの情報を得たことを8月8日に知り、これをうけて8月9日に学会センター大阪事務所に確認した。その後東京地裁は8月9日にこの申し立てを棄却し、保全管理命令を発令した。これにより、学会センターは法的に破産処理されることになった。8月9日時点で保全管理人として選任されたのは竹村葉子弁護士である。竹村弁護士はその後学会センターの破産管財人となり、その他複数にのぼる常置代理人の弁護士の先生方とともに破産処理にあたられた。

3. 学会センター破産にどう対処するか ―学会側の組織化の動き―

8月17日に破産管財人・竹村弁護士は関係する学会向けの説明会を開催した。その席上、学会センターの負債総額は約30億円、このうち根抵当付き債権が4億8千万円、リース債権が2億4千万円強、労働債権が3億3千万円、租税・公租公課が約1千万円であり、一般債権（学会からの預り金を含む）は19億3千万円にのぼるであろうことが示された。そしてこの負債に対する学会センターの資産が大きく不足しているため、一般債権に対する配当はほとんど見込まれないことが説明された。この説明会に出席していた学会には大きな衝撃が走った。「法的に破産処理をすると預り金が戻ってこない」ことが理解できなかったためである。したがって、この集会はあたかも竹村弁護士に対する抗議集会のような状態になってしまった。

この集会の最後に、日本地形学連合会計主幹の武田一郎（京都教育大学）が「この問題に対処するためには学会側が相互に連絡を取り合う体制をとらなくてはならない。関係する学会の連絡先を開示してほしい」と要求した。これに対し管財人団は急遽協議し、「日本地形学連合がすべての学会を代表して関係学会連絡先リストを受け取ることを皆さんが了解するなら、この写しを1部だけ日本地形学連合に渡す」と提案した。出席していた学会はこれを了承し、日本地形学連合が参加学会を代表してこの書類を受け取ることとなった。

私の手元にこのリストが到着したのは8月23日である。見て驚いた。多くの学会の連絡先が「日本学会事務センター」あるいは「同センター大阪事務所」になっているのである。たしかに、多くの学会は学会センターに事務委託していたわけであるから、「学会への連絡先」として学会センターを指定していた学会は数多い。しかし学会センターはすでに破産管財人の管理下に置かれており、関係学会への連絡を学会センター経由で行うことは不可能である。そこで、リストにある学会のホームページをネット上で検索し、連絡先の電子メールアドレスあるいは住所を検索していった。この作業には、日本地形学連合および日本陸水学会の役員で手分けしてとりかかった。また、「書き損じの官製はがきや未使用の年賀はがき」を周辺の方々よりご寄贈いただき、これをもとに「住所だけは判明した学会」にははがきで「私宛に連絡先メールアドレスをお教えいただきたい」と依頼した。

一方でこのころ、文部科学省は学会センター破産被害を受けた学会を対象に学術刊行物に対する緊急の科学研究費補助金を募集すべく準備をしていた。この情報が入ると私は直ちに文部科学省学術研究助成課に連絡をとり、私の手元に出来上がりつつある「関係学会連絡先リスト」を文部科学省に提供することを申し出た。また同課に対し、「そちらで新たに関係学会の連絡先が判明した場合、それをぜひこちらにも教えてほしい」と依頼した。これらの情報を元に、8月末には関係学会が相互に情報交換するためのメーリングリストを立ち上げることができた。このメーリングリストの保守管理には、日本地形学連合ウェブマスターの中山大地（東京都立大学）があたった。

ところで、法律関係学会を除く多くの学会は「法的な破産処理とはどのようなものか」を全く知らない。そこで、すこしでも学会関係者の知識を深めるため、「破産処理の実際に

ついでに勉強会」を開催することにした。このため、私は日本公法学会の交告尚史先生（東京大学）に連絡をとり、破産法をご専門とする田頭章一先生（上智大学）をご紹介いただいた。さっそく田頭先生にお電話したところ、先生はこの勉強会の講師となることを快くお引き受けくださった。さらには「このような案件では実務に明るい弁護士の先生からも話しを聞くべきだ」とのアドバイスをくださり、田頭先生が懇意にしていらっしゃる鳥飼総合法律事務所の権田修一弁護士にも講師をお願いすることができた。田頭先生自らが権田弁護士に依頼してくださったのである。勉強会は9月22日に東京で開催され、約50の学会が集まった。そして、田頭先生および権田弁護士より、学会の預け金が一一般債権扱いで処理される法的な理由等をお教えいただいた。また、これに対していかなる法的行動が可能かもご教示いただいた。

この席上、被害を受けた学会が合同して行動するための組織を立ち上げることを勉強会参加学会で了承し、この場で「日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会準備会」を立ち上げた。当面の世話人として、徳永英二（日本地形学連合・中央大学）、小倉紀雄（日本陸水学会・元東京農工大学）、廣島彰彦（日本コンピュータサイエンス学会・ウィズ・メディカル・ネットワーク㈱）の3名が選出された。

その後、メーリングリスト上で積極的な提言をしている方や、学会相互組織のための仕事をお引き受けくださることを表明した方々と連絡をとり、以下のメンバーで日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会（以下、連絡協議会と称す）の幹事会を立ち上げた。この幹事に就任したのは、以下の12名である。

小倉紀雄（日本陸水学会・元東京農工大学）、廣島彰彦（日本コンピュータサイエンス学会・ウィズ・メディカル・ネットワーク㈱）、荒木孝二（日本レーザー歯学会・東京医科歯科大学）、茅根創（日本サンゴ礁学会・東京大学）、木村彰方（日本組織適合性学会・東京医科歯科大学）、多賀谷昭（日本人類学会・長野県看護大学）、伴修平（日本陸水学会・滋賀県立大学）、佐藤キエ子（日本陸水学会・日本大学）、徳永英二（日本地形学連合・中央大学）、中山大地（日本地形学連合・東京都立大学）、武田一郎（日本地形学連合・京都教育大学）、倉茂好匡（日本地形学連合・滋賀県立大学）。そして、連絡協議会の事務局長兼代表幹事に倉茂を、また会計には木村彰方、渉外には茅根創、広報には廣島彰彦を選出した。

そして連絡協議会の設立準備をする一方で、学会センターの責任を法的に追及することを検討するため、権田弁護士に具体的方法を相談した。すると権田弁護士は、このような事件で刑事的責任を追及することに詳しい新平河法律事務所の西山彬弁護士をご紹介くださった。そこで、学会センターの元役員を刑事告発することに関する検討を西山弁護士にお願いすることにした。

11月27日に東京で連絡協議会の第1回会合を開催した。連絡協議会に参加した学会は60学会、この日の集会に参加した学会は49学会である。学会センターに業務委託していた学会の約5分の1に過ぎない数ではあったが、ここに参加した学会はいずれも「学会セン

ター破産の経緯を明らかにすべき」「学会センターの法的責任を明らかにすべき」「監督官庁に対する働きかけをすべき」という思いを強くしていた。そこで、連絡協議会は「学会センター破産に至る経緯を明らかにすること」「学会センター破産被害に対して可能な法的措置を検討する」「文部科学省に対して要請・陳情等を行う」ことを活動の3つの柱として掲げることにした。

しかし、この後に連絡協議会に参加する学会数はあまり増えず、「破産被害を受けた学会の多くが結集する組織」とはなり得なかった。

4. 元理事長からのお詫びの文書

連絡協議会第1回会合が開催される直前に、11月19日付けで光岡知足元理事長からのお詫びの文書が破産管財人を介して関係学会に送付されてきた。そのときは光岡先生の真意をいぶかる学会も多かったのだが、破産処理の終了したい今の時点でこれを読むと、当時の光岡先生の気持ちが伝わってくるようである。また後述する「学会センターの体質」を理解するうえで示唆に富んでいる。そこで、ここにその文書を記録としてとどめる。

2004年11月19日

学会の皆様

旧財団法人日本学会事務センター理事長 光岡知足

お詫び

まず皆様に対し、財団法人日本学会事務センターが破産に至り、皆様の学会に多大のご損失ならびにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

顧みますれば、財団法人日本学会事務センターは、1971年、東大出版会を母体として発足し、諸学会の会員名簿の管理、会費徴収、刊行物の発送等の事務を肩代わりし、学会業務の効率化を図り、1973年、文部省所轄の公益法人として認可されました。

以来、日本学会事務センターの運営は、数名の常勤理事によって行われ、その他の理事会メンバーである非常勤理事は、いずれもわが国の諸学会の代表である学徒・研究者から構成され、学会の実状等につき助言するために任命されました。勿論、無給であります。

設立当初の約20年間、この組織は順調に発展しましたが、1990年、(株)ユーティリティ・センターを設立し、1992年大阪に学会センター関西を設け、また、日本学会事務センター独自のビルを建設するなど事業の拡大をはかってまもなく、バブルの崩壊、金融の引き締めが起きました。しかし、当時の実務担当者(前常勤理事)から、これらの事態を理事会に適切に反映させられていたとはいえ、もとより私達非常勤理事は、学徒であるがゆえに、実務、就中、経理面については疎い上、年2回の理事会で常勤理事から提出された決算書で、限られた時間内に、真相を把握するようなことは、きわめて困難でした。

さらに残念なことに、昨年2月、ユーティリティ・センター社長の横領、次いで常務

理事の暴力行為による解雇がおこり、昨年10月、外部より就任した新専務理事と新常務理事が実務を担当してまもなく、日本学会事務センター全体の経営不振や実態が明らかになり、やがて業務委託を止める動きがおき、次いで学会からの預かり金返還請求が急増し、運用資金もなくなり、民事再生法の申し立てと破産に至ったのであります。

ここに至った前常勤理事の責任については、私達には判断しかねますが、しかし、だからといって、このような事態に対して、非常勤理事として、事態の收拾に向けて少しの痛みもなく通り抜けようとする事は、道義的に見てもゆるされるべきことではないと考えました。

そこで私達非常勤理事は、非常勤理事全員がまとまったものではありませんが、多くの学会に多大のご損失・ご迷惑をおかけしたことに對し、深く謝罪するとともに、僅かではありますが、私財を以って応分の弁済をいたしたいと存じております。無論、このような私達の対応に對し、ご不満の向きも多々あるかと存じますが、これを、ことの重大さに対する私達の認識と精一杯の努力と受け取っていただき、ご寛恕を賜りたくお願い申し上げます。どうぞ、日本学術界の将来を見通すという視点に立って、これまでの私ども非常勤理事の不明をおゆるしいただくとともに、わが国の学会活動が一刻も早く正常化されることを切にお祈り申し上げる次第であります。

5. 第1回債権者集会 —破産管財人が報告した破産の経緯—

11月29日午後3時より、東京地裁債権者集会場にて第1回債権者集会が開催された。この席上、破産管財人団より学会センター破産に至る経緯や財務状況が詳細に報告された。

債権者集会場では録音することが禁止されているため、多くの方々のメモをもとにここで報告された内容の記録を作成することができた。以下にその記録のうちの重要な部分を記す。

破産管財人・竹村弁護士からの概略説明

- ・ 8月17日に破産宣告を受けた。本来ならただちに業務を停止すべきところであるが、直近に開催予定の5つの学会大会（国際会議含む）に関する業務は通常通り行った。学会事務も8月中は継続した。
- ・ その後、9月末までに会計資料等を学会に返還し、10月からはユーティリティーセンターに保管されている雑誌の返還を行っている。
- ・ 現在、3.4億円の現金があり、今後約1億円を回収できる見込みである。これらは、優先債権にまわる予定なので、一般債権に対する配当はほとんど見込めない。
- ・ なお、依然として27学会が委託費等を未払いの状態である。この未払い金の合計は8千万円におよんでいる。至急に支払ってほしい。

破産の原因について（常置代理人・蓑毛弁護士説明）

- ・ 破産の直接の原因は、債権の多数を占めている学会からの預り金に対して返済不足に陥ったことである。特に、本年6月ごろから多額の返済を要求され、これへの資金不足に陥ったことが破産に至る直接原因である。
- ・ では、なぜこのような資金不足に陥ったのか、昭和62年度からの決算書に基づいてキャッシュフローを点検した。そのため、学会からの預り金と、これに見合うもの（預金残高等）を比較した。
- ・ 平成3年に駒込のビルを建築するまでは、預り金総額よりも預金等総額が上回っていた。しかし、平成4・5年ごろより預り金に対する不足が生じていた。
- ・ ビルの建設には11億円を使用しているが、これに対する銀行からの借金は10億円である。すなわち、ビル建設時にすでに預り金に手をつけていたことがわかる。
- ・ その後、借金に対する元本返済あるいは事務所の引越し代、さらにはユーティリティーセンターへの貸付などで、現金の流出が続いた。
- ・ これらのため、平成4年度末には預り金に対する不足額が7千万円だったものが平成6年度末にはこの不足額が2.85億円に膨らみ、その後も不足額が増大していった。
- ・ この間、営業上はほとんど±0で運営されており、大きな営業赤字を出したわけではない。なお、年度によっては営業黒字が出てこれにより債務返済を行えたこともある。
- ・ 最終的に預り金への不足を引き起こしたものは、ビル建設時の不足額1億円、元本支払いに充てた5.2億円、貸付金2.9億円、大阪事務所開設等に関する投資2.9億円で、合計11.5億円にのぼる。
- ・ 即ち、本来ならば預り金から支出してはいけないと思われる事業・投資に預り金が使われていたことになる。

現在の財務状態について（常置代理人・渡辺弁護士説明）

- ・ 現在の残高は3.5億円である。これまでに、不動産を売却し、その弁済額を除いた分を財団に組み入れる、メディ・イシュ社（注：学会センターの業務を引き継いだ業者）への譲渡代金1,500万円を組み入れるなどを行った結果である。なお、現在の未回収金の合計は9500万円であり、12月10日までに支払ってほしい。

7月5日ごろからの預り金返還に関して（常置代理人・田中弁護士説明）

- ・ 7月上旬に学会センターの財務状況について新聞報道がなされたのち、預り金の返還要請が相次いだ。
- ・ もともと、5・6月に納入された会費に対し、学会への送金は6・7月に行うように契約されていたところが多い。また、学会の要望に応じて預り金を送金することが慣習として行われていたことも事実である。
- ・ 一方、学会センターの一部職員が財務状況の悪化に気付き、6月下旬より預り金額が多額である学会に対し、預り金の返還あるいは学会名義口座への入金を行っていた。そ

の結果、6月21日以降に合計113学会に対して6.5億円が返還されていた。

- ・ 一般に学会センターでは出金指示があってから実際に送金されるまで2週間程度を要している。したがって、新聞報道以降に返還されたものは7月20日と26日の2.1億円である。
- ・ このころ、寺尾専務理事は「学会がただちに必要なもののみを出金する」と言っていたが、この段階ではすでに学会センターに資金はなかった。
- ・ ただし、報道後の預り金の返還に対しては否認権の行使（注：不当に返却されたものであるとして管財人の組織する破産管理財団に返却させること）は無理と判断した。契約で送金が決められていたり、慣行として行われていたりしていたためである。また、これらの行為を「債権者を害する行為」と認定することにも消極的である。

理事らの責任について（常置代理人・平山弁護士説明）

- ・ 関係する諸学会は、預り金を使用されたことに対して損害賠償請求を行う権利がある。
- ・ しかし、関係する学会が多数におよぶこともあり、特に理事らの善管注意義務（善良に管理をおこなうよう注意する義務）に視点をあてて検証した。
- ・ 寺尾専務理事・山口常務理事：両名の就任時（注：2003年）には学会センターはすでに破産状態にあり、この両名の責任は軽い。ただし、両名は応分の責任を認め、寺尾専務理事は就任後に得た報酬740万円のうち500万円を賠償金として財団に支払う、山口常務理事は500万円の退職金請求権を放棄した。
- ・ それに対し、元常務理事・元専務理事（注：2003年以前の常務理事および専務理事）は駒込ビル建設時からの財務状況悪化に対して大きな責任を負っていると考えた。この対象となるのは、山田・今野・原・轟の4名である。
- ・ 山田元専務理事：「駒込ビルの建設は自分の退任後のことである」と主張している。ただし、「全く責任がない」とは言っていない。また、本人は弁済能力がないと主張している。管財人らは今後も交渉を継続する。
- ・ 今野元専務理事：本人は自己破産を申し立てる予定である。管財人らは資産の開示を求めている。
- ・ 原元常務理事：本人は責任を認め、460万円の私財の提供を申し出ている。管財人らは今後も交渉を継続する。
- ・ 轟元常務理事：この代理人と交渉中である。既に受け取っている退職金1470万円に対して否認権の行使を認め、1200万円を返還すると申し出ている。
- ・ 次に、破産当時の会長および他の理事たちとの交渉結果について報告する。
- ・ 木田会長：この代理人と交渉中である。学会に対して2000万円、財団に対して200万円を支払うと申し出ている。
- ・ 光岡理事長：この代理人と交渉中である。学会に対して3000万円、財団に対して300万円を支払うと申し出ている。

- ・ 熊谷副理事長：この代理人と交渉中である。学会に対しては「法的責任があるとされたならば支払う」といっている。財団に対してはある程度の支払いに応じると申し出ている
- ・ 諸井・村上の両監事：一定の金額を提供すると申し出ている。
- ・ このほか、非常勤理事のうち脊山・御子柴ら4名の理事からは各自が100万円を学会に対して支払うと申し出ている。このほかの非常勤理事とも管財人らは交渉中である。
- ・ 上記の賠償金のうち、財団に対して支払われるものおよび否認権を行使して取り戻せるものは配当原資とする。これらは労働債権の返済に充当される予定である。
- ・ 会長・理事長らが申し出ている学会に対する賠償金について：本来は各学会が個別に損害賠償請求できるものである。しかし、対象となる学会の数が極めて多く、個別訴訟をおこなった場合はそれがきわめて困難かつリスクの大きなものになると考えられる。このような手間を省くため、管財人らからこのような措置をとるべく提案した。この分配については、各理事およびその代理人と学会とが協議して決めるべきものであるが、管財人は裁判所の許可のある範囲で協力する。
- ・ 刑事告訴については現在も検討中である。

6. 第1回債権者集会での破産管財人報告から見てきたこと

この債権者集会の席上、破産管財人が作成された連続貸借対照表が集会参加者に配布された。この時点で関係学会が届け出た債権総額は約11億4千万円であり、一般債権総額約17億2千万円(届出額)の66%にのぼる。次にこの資料に基づき、学会センターの現金・預金総額および学会からの預り金総額を各年度末現在(破産直前の2004年は3月から6月末まで1ヶ月おき)で比較する(表1)。なお、破産管財人は学会預り金に対する「預金総額」として「現金・預金・売掛金・未収入金・立替郵税・長期定期預金の合計」を用いて解析した。しかし本稿では簡単のため、学会センターの預金等総額(長期定期預金・預金・現金の合計)と学会預り金総額とを比較する。預金等総額が学会預り金を超えていたのは1991(平成3)年3月までであり、その後は1992(平成4)年3月に預金合計は預り金総額に対して2億円を超える不足となった。その後この不足額は激増し、1999(平成11)年3月には4億5千万円を超える不足、2004(平成16)年3月には約9億円の不足となっている。特に1999年以降は2003年度を除いて年に約1億円ずつ不足額が増大している。

学会が学会センターに預けていた預け金は学会会員からの会費収入であったり、学会の運転資金であったりする。したがって、われわれの感覚から言うなら、学会が学会センターに必要なに応じて送金請求すれば、その金額は速やかに学会センターから送金されてしかるべきものである。そして、万一すべての学会から全額の返還を求められたとしても、学会センターはそれに応じる責務があるはずである。もちろん、学会センターが円滑に事業を進めるためには、学会からの預り金の一部を学会センター側に留保し、これを学会センターの運営資金にしてもらう程度の配慮は必要だろう。現実には、多くの学会と学会センタ

一との契約では、このような「預り金の一部留保」のことが明確に書かれている（ちなみに日本地形学連合の場合、年間会費収入約 680 万円のうち、学会センターの運営資金として留保する金額は恒に 40 万円とすることが契約書に明記されている）。しかし、現実には 1992 年 3 月以降は預金合計が預り金総額に対して大きな不足をきたし、その額は年々増加していった。即ち、1992 年 3 月以降は「学会側から預り金全額の返還を求められてもそれには応じられない」状態に陥っていたわけである。

その一方で、預り金総額は 1992 年 3 月に 7 億 1 千万円程度であったものが、1999 年 3 月には約 10 億円、2004 年 3 月には 16 億 4 千万円に達している。すなわち、学会センターは受託する学会数を増やしたり、多くの学会会費収入を学会センター経由にしたりするなど、さまざまな経営努力をし、預り金総額を増加させていたことがわかる。そのうえで 1992 年 3 月以降に預金合計が預り金総額に対して不足を来しているのだから、学会センターは学会からの預り金を学会センター自体の主だった運転資金として活用していたことがわかる。

では、学会からの預り金はいったい何につかわれていたのだろうか。表 2 は学会センターの借入金と貸付金の推移を示したものである。1992 年には約 10 億円あった長期借入金は 1996 年には 8 億 5 千万円ほどに減少し、その後は 1 年に 4 千万円ずつ減少している。学会預り金に対する不足額が増大した 1999 年以降もこの長期借入金の減少傾向は変わらない。短期借入金も、2001 年 3 月末に約 1 億円あったものが、その後は年間に 2 千万円あるいは 6 千万円のペースで減少している。すなわち 1999 年以降には、学会センターは年間に 6 千万円から 1 億円を借入金返済に充てていたことがわかる。ところがこの間に学会預り金に対する不足額は 1 年間で 8 千万円から 1 億 8 千万円の幅で増加を続けている。すなわち、借入金返済のみが預り金不足の増大を招いたわけではないことがわかる。

また、学会センターは 1993（平成 5）年 3 月以降に恒に 1 億円を超える長期貸付金を有している。これは 1996 年 3 月に約 1 億 6 千万円まで膨らんだのち、2000 年 3 月には 1 億 1 千万円まで減少、その後 2003 年 3 月には 1 億 5 千万円ほどになっている。すなわち、この長期貸付金が順調に返済されることがなかった事実がわかると同時に、その融資先に際限なく貸付を膨らませていったこともなかったことがわかる。貸付金が増大した年があったとしても、その額は年に 2 千万円ほどである。

では、この借入金の減少（つまり借金の返済）と貸付金の増大とが学会預り金に対する不足を引き起こしたのだろうか。これを解析するため、各年度末間の 1 年間で借入金減少額と貸付金増大額との合計を計算し、これと年間の不足額の増加分とを比較した（表 3）。特に借入金の減少が始まった 1992 年度（1992 年 3 月－1993 年 3 月）以降に着目すると、借入金減少額と貸付金増大額の和（表中の小計の項）よりも預り金不足額の増加分が上回った年度が 6 回あり、特に 1999 年度以降は前者より後者が 2 千万円から 1 億円ほど大きくなっている。また 1992 年度と 1993 年度にも前者より後者が 5 千万円から 1 億 5 千万円ほど大きくなっている。それに対して 1994 年度から 1998 年度の間は前者が後者より多くなっており、特に 1994・1996・1997・1998 の各年度には前者はプラスであるのに後者はマイ

ナスになっている。即ち、借入金返済が開始されたり貸付金が増加したりした 1992 年度ごろには預り金をこれらの用途以外にも相当額流用していたが、そのうち 1998 年度までは少しでも預り金不足を解消しようと努力していた様子が見て取れる。しかし 1999 年度以降には借入金減少額と貸付金増大額の和を大きく超える預り金不足額の増加があった。しかもこの期間の各年度末での売掛金と未収金の合計はせいぜい 1 千万円から 3 千万円であり、この差額を説明できるほどの金額ではない。すなわち、特に 1999 年度以降に学会預り金から相当額が借入金返済や貸付金増加以外の用途に流用されたことがわかる。

7. 破産直前になぜ一部の学会だけが預け金を取り返せたのか

破産管財人および常置代理人からの説明にもあったように、学会センター破産直前の 6 月 21 日以降に 113 学会に対して合計で 6 億 5 千万円の預け金が返済されている。もちろん、これらの中には契約に基づいてその学会の会費収入を学会に支払ったものもある。しかし、学会の中には預け金の相当額を取り戻すことに成功したところもある。

学会センターはなぜ一部の学会にだけ預け金を返還したのであろうか。実はこのとき、学会センターの理事長や専務理事らは「預け金の全額返還の要請には応じられない」との態度を崩していないのである。

以下は、7 月 16 日に大阪で開催された学会センターの説明会の記録である。連絡協議会幹事の武田一郎（日本地形学連合）がこの説明会に出席し、彼が記録にとどめたものからこの件に関する部分を抜き出してみる。

業務委託している学会への協力依頼

- ・ 今回の問題発覚後（注：新聞報道後）、完全撤退が 1 学会、30～40 の学会から預り金の引き上げ要求がある。
- ・ しかし、これに応じると、さらには他の学会からも一斉の引き上げ要求があると、学会センターは破産し再建ができない。
- ・ したがって、再建のために、学会預り金はこれまでどおり学会センターで管理させていただきたい。
- ・ 学会運営に必要な通常経費の送金については努力するので、全額引き上げはお許しいただきたい。

その後の質疑応答でも「先に預け金を引き上げた学会だけが得をするではないか」との質問に対し、学会センターは「そうならないように努力する。引き上げ要求している学会に要求撤回をお願いしている」との返答であった。このことから、学会センターの理事長らは、この時点では学会センターの運営資金は学会からの預り金のみであり、これを個々の学会に引き上げられることを阻止しようとしていたことがわかる。

しかし、管財人らの報告によれば、この説明会までに約 4 億円の預り金が学会側に返還

されているのである。なぜこのようなことが可能だったのであろうか。この点について第1回債権者集会の席上でも質問があがり、それに対して破産管財人の竹村弁護士は次のように回答している。

「学会センターの業務をみると、もともと5・6月は預り金を学会に送金する件数の多い時期である。またこの時期に、学会センターの財務状態の悪化に気付いた職員が『預り金の額が1000万円を超えるところに対しては、預り金の額を小さくしよう』と動き、これが大幅な預り金減少を招いた。なお、理事や評議員が所属している学会に対しても預り金の返還があったかどうかを調べたが、これらの学会への返還額は小さなものだった。」

すなわち、理事長や専務理事らの知らぬところで、学会センター職員の個々が「自分の担当している学会に迷惑はかけられない。すこしでも学会に迷惑がかからないようにしよう」と考え、その判断により学会からの預り金を当該学会に返還していったのだという。学会センターで学会事務を担当していた職員は、「自分はその学会の一員にも似た立場である」という意識が極めて強かったようである。

ところが、このような「職員個々の判断で預り金を返還する」という行為は、学会センター大阪事務所ではほとんどみられない。東京の事務所ではかなり大掛かりに行われていたのにもかかわらず、である。連絡協議会幹事の伴修平と武田一郎は、学会センター破産以後に学会センター大阪事務所の元職員（複数名）と大阪で接触し、そのあたりの事情を聞くことができた。それによると、大阪事務所では「出金には副所長の決済が必要であり、副所長がそのような要請に対して出金を一切認めていなかった」という。ところが、東京では専務理事たちの知らぬところで預り金を学会へ返還するような出金が堂々で行われていたのである。東京では出金を決済する職員も含めて預り金返還を行っていた様子がわかる。

8. 借入金返済など以外の「むだづかい」

ここまでの分析から、学会センターは借入金返済など以外にも学会からの預り金は流用していたようである。それはいったいどのような状態だったのだろうか。前述した学会センター大阪事務所元職員の話からその一端が明らかになってくる。

では、大阪事務所元職員の話をお聞きいただきたい。

「前専務理事が言っていたことですが、コンピュータへの投資にお金がかかっているということでした。一方で、学会センター職員の給料も、民間レベルからするとすごく小額に抑えられていました。」

「実際に、われわれは2年前に2割の賃金とボーナスのカットを受けているのです。」

「その一方で、東京のビルに新しく事務所が入るとき（注：本郷のビルに平成15年に入居

した事務所のこと), 什器も買い換えています。」

「大阪事務所もそうなんです。それまで使っていた事務所の家賃が高いので、もっと安いところに移るということでした。ただ、われわれ職員からいうなら、もっと安いところでもいいじゃないかと思っただけなんです。われわれの感覚からいってそんなに安いところではありませんでした。それどころか、その事務所移転にあわせて机から棚からすべて買い換えています。あるものを使おうという発想ではありませんでした。こういうときでないで買い換えられないから、というわけのわからん説明で、経理を担当していた副所長の独断で買い換えていました。2003年12月のことです。」

「2003年12月なんていう時期ですから、経営陣は学会センターの経営が苦しいことは十分に承知していたはずですよ。にもかかわらず、こんな備品の買い替えをしているのです。」

「たしかに家賃は以前いたところの半額にはなっていましたが。」

「だから、新しい事務所には半年ちょっとしかいなかったわけですよ。しかも、新しい事務所を借りる際、その物件の仲介にはある職員のおばさんが仲介しています。」

—机などにもそのような知人の介入はあったのですか—

「印刷所の方がおっしゃるには、机等がもっと安く買える業者があるといい、紹介してくれたそうです。でも、経理担当が『もう決まったから』といって、断ったそうです。」

「普段の業務では、赤鉛筆1本を買うのにも経理担当の顔色を伺わなかったら買えなかった。それなのに、什器備品に関してはボンと買うのですから。」

「これは元常務理事から聞いた話なんです。預り金を流用することについては文部省にも認めてもらっていて、それでこのような扱いをしている、と言っていました。しかし、あるときから経理処理方法が変わり、文部省から(流用は)ダメといわれた、とのことですよ。でも、ビルを建てるときでも文部省にはお伺いをたてていた、だから自分は悪くない、という言い方だったのです。」

—それは轟さんの発言ですか—

「そうです。東京の今野さんと一緒に文部省に行っていた、と言っていました。」

「でも、預り金をつかって資金運用すること(注: ユーティリティーセンター等への融資のこと)までは文部省の承認はうけていなかったはずですよ。元常務理事・専務理事が拡大解釈しておこなっていたわけですよ。」

「これらの一連のことを知っていた東京の職員は、今回の破綻のことが知れるよりずっと前にどんどん退職していっていました。大阪事務所において、おばさんに不動産仲介をやらせた者もさっさと辞めていっていました。」

「学会センターの場合、プロパーの理事は3人(注: 2004年3月までなら今野、轟、原)しかいませんでした。彼らはこのような経営状態だったことは十分に知っていたはずですよ。他の理事たちは非常勤の名誉職(大学の先生たち)ですから、知らなかったはずですよ。」

「東京にいた総務関係の職員たちは、のきなみ先に辞めていきました。経営状態が悪かったことを知っていたのでしょう。大阪の一般職員は、そのようなことをぜんぜん知りませ

んでした。なぜどんどん辞めていくのか不思議でした。」

「一方、大阪事務所にいた一般職員には、2003年までは『経営状態は健全である。大阪事務所では黒字が出ている』という説明しかされていませんでした。学会センターの運営協力委員である大学の先生方をお招きして食事会をするときもあったのですが、その席でも健全な運営がなされているという説明しかありませんでした。」

すなわち、2003年までは学会センターは表向きには「健全経営」を装っていたわけである。それが2003年9月に轟常務理事を解任、2003年10月に寺尾氏が着任したのちに経営状態が破綻していることがわかり、2003年12月には経営陣は「実質的破綻状態」を認識していたようである。その一方で、事務所移転時に什器を買い換えるようなことを平気で行ってた。すでに学会センター独自の資金は枯渇状態であったのだから、これの支払いに充てられるような現金は預り金以外にはあまりなかったはずである。

9. そもそも学会センターとはどのような業務をしていたのか

学会センターとはいったいどのような業務をしていたのだろうか。それにはまず、学会というものが行う事業について理解しないとイケない。

学会とは、分野を等しくする研究者や技術者が集まり、その学術上の成果を公表するための活動を行うところである。このため、最新の研究成果を互いに発表して議論するための「学術大会」を開催したり、論文等を掲載して世に知らしめるための「学術雑誌」を発行したりする。特に理系学会にとっては、最近では世界に向けて研究成果を公表しなくてはならないので、国内向けの和文雑誌と国外向けの英文雑誌の両方を発行するところも極めて多い。また、世界中の研究者が集まる国際会議を日本で開催するときも、その準備は国内の学会（場合によっては複数の学会の共催）が行っている。これらの事業を行うため、各学会はその会員から会費を徴収し、これが学会の主な事業費となっている。したがって、会員の入退会に関わる事務や会費徴収および各種支払いに関する会計事務も学会にとっては大事な仕事となる。もちろん、学術大会を開催したり国際会議を開催したりするときは、その会場準備や運営、さらには参加費の徴収なども学会の仕事になる。

学会が小規模の場合、その事務は何人かの研究者のボランティア活動により支えられる。しかし研究者は大学の教員であったり研究所の研究員だったりするわけで、当然のことながら本務をもっている。だから、学会の事務に関する仕事は「本務の傍らで行う」性質のものになる。したがって、その学会の会員数がある程度以上になると、研究者のボランティア活動ではその事務をまかないきれなくなる。一方、会員数が数千人にもものぼるような学会になると、その会費収入により事務所を構えて事務担当者を雇用することができるようになるだけの体力を備えられる。しかし、会員数が百名程度から千数百名程度の学会の場合、事務所をどこかに構えて事務担当者を雇用するだけの財政的基盤がない。そのような場合、その事務を代行してくれる会社と契約し、事務処理をお願いすることになる。

学会センターは、そのような事務請負会社の一つであった。ただし、その設立上の経緯から、文部省管轄下の公益法人である財団法人として運営されてきた。一方、国内には学会センター以外にも学会事務を請け負う会社がこれまでも数社存在していた。

したがって、学会センターの業務の主たるものは、業務契約を交わした学会の事務を代行するところである。その事務内容は各学会との契約によるが、多くの場合、事務全般をすべて代行してもらうか、会員管理（入退会の管理と名簿の管理）および会費徴収業務のみを代行してもらうという状態だった。特に事務全般をまかせていた学会の場合、学会名義の預金通帳等の管理まで学会センターにまかせっきりの状態であり、通帳のみならず印鑑まで管理してもらっていた学会も多い。また、学会は学術雑誌を発行するのであるから、学会センターにはその印刷を請け負う部署もあった。これにあわせて学会センターは各学会の発行する雑誌を会員にむけて発送する業務も行っており、この業務を学会センターに委託していた学会も多かった。さらには、日本国内で学術会議を開催するとき、その会場手配から事務手続き、さらには学術会議当日のさまざまな采配を請け負う、いわゆるコンベンション屋の事業も行っていた。これを利用して、各学会の年次学術大会の開催に関わる業務や国際会議開催に関わる業務を学会センターに委託していた学会も結構あった。

以上をみると、学会センターは、その顧客である学会が契約を打ち切らない限り、各事務代行費を学会から受け取ることができるほか、学会誌配布等の業務でも手数料収入を得ることができた。学会センターと契約する学会数は破産の直前まで増え続けていたのであるから、確実に手数料収入は増加していった組織だったのである。ただし、コンベンションの部門や学会誌印刷の部門では、競合する他社が多く苦戦していたようである。

10. ユーティリティセンターとは何か。同社社長の横領とは何か。

第1回債権者集会報告や元理事長のお詫び文の中に出てくる「ユーティリティセンター」とはいったい何か。これは、各学会が発行した学術雑誌を保管したり発送したりすることを行うための組織で、学会センターの子会社として1990年に設立された株式会社である。正式名称は「株学会ユーティリティセンター」である。かつては学会センターが行っていた事業の一部を子会社に行わせ、これにより事業の合理化を図ったものとされている。資本金は2000万円、また学会センターはユーティリティセンターに対し、その発足時に3億円を融資している。

学会センターに事務委託をしていた学会の多くは、その学会で発行した学術雑誌を会員に配布する業務も学会センターに発注していた。それを学会センターから下請けしておこなっていたのがユーティリティセンターである。したがって、学術雑誌等の発送手数料と学術雑誌の保管手数料が主な収入源となる組織である。

学会センターがユーティリティセンターに融資した3億円は学会センター破産時にもまだそのまま学会センターの債権として残っていた。即ち、ユーティリティセンターの設立から学会センター倒産までの14年間で全くといってよいほどその元本が返済されてい

なかったことがわかる。

このあたりの事情について光岡元理事長から伺うことができた。学会センターでは、1992年に諸井監事がユーティリティーセンターに対する監督が不十分であるとの指摘をしていた。そののち、2000年にもユーティリティーセンターに経理が不透明であることが判明し、翌2001年には学会センターはユーティリティーセンターに対する指導を行った。その後、公認会計士にユーティリティーセンターの内部調査を行わせ、その調査結果を元にユーティリティーセンターへの指導を行っている。即ち、発足直後からユーティリティーセンターの経営状況は芳しくなく、しかも2000年にはその経理方法自体に不審な点があることを学会センターは知っていた、というわけである。

ところが、2004年3月3日に新聞紙上に「ユーティリティーセンターの社長が5700万円を着服した」との記事が出た。これが発覚するきっかけになったのは、轟元常務理事が引き起こした暴行傷害事件だったといわれている。なお、この当時のユーティリティーセンター社長・神戸氏はユーティリティーセンターから借入金形で金を引き出し、関係者の話によるとこれを愛人に貢いでいたという。なお、光岡元理事長は2004年1月に「ユーティリティーセンター社長・神戸氏を刑事告発せよ」との指示を出しているが、学会センターは結局告発しないまま倒産した。

いま私の手元に、2004年3月9日に公認会計士・稲葉恵一氏から光岡元理事長に宛てたレポートの写しがある。これは、同日に稲葉氏がユーティリティーセンターに対するヒヤリングを行った結果を速報したものである。これによると、この時点でユーティリティーセンターの持つ回収不能とみられる債権は2件あり、その1件が上述した神戸氏に対するもの(5751万円)、もう1件は(株)学会出版センターに対しての貸付金1260万円である。なお、学会出版センターとは科学的書籍等の出版・販売を行う会社であり、以前に学会センターの専務理事だった山田氏が在籍している。

なお、ユーティリティーセンターは2004年10月20日に破産宣告を受けた。

11. なぜ学会センターは預り金を流用できたのか

多くの学会が学会センターに委託していた業務に会費徴収業務がある。これは各学会の会費であるから、学会サイドからの見方からすれば、純然たる学会独自の資金である。本来なら、学会センターが会員から徴収した会費はすみやかに学会に送金されるか、学会名義の口座に入金させるべきものである。

ところが、学会センターが各学会会員に送付していた振込み用紙を見ると、その振込先は学会センター名義の銀行預金口座であった。そして、「会費徴収業務のみを受託していた学会」に対しては、3ヶ月に一度の頻度でその間に徴収した会費総額を知らせ、その後学会とのとりきめに応じてその学会の銀行預金口座に送金していた。一方、学会事務業務全般を受託していた学会の場合、それぞれの時期の徴収額をその学会には知らせていたものの、その額を学会宛に送金する必要はなかった。すなわち、会費徴収後に直ちに学会名義の口

座にその額を移し変えるわけではなく、一定期間はひきつづき学会センター名義の口座にとどめておくことが可能だったのである。帳簿上で「その学会からの預り金はいくらか」を明示していただけである。もちろん、当該学会からその学会名義の口座に移し変えるように指示があった場合は、その要請にこたえなくてはならなかったことは言うまでもない。

しかし、学会からの預け金が学会センター名義の口座で管理されていた以上、表向きのその保有者は学会センターである。学会センター名義のお金なのであるから、学会センターの事業にこのお金の一部を充ててもただちに犯罪行為とはならない。各学会が預け金を一斉に引き上げたとしてもそれに答えられるだけの流動資産をもっていればよいからである。ただし、その前提が崩れた時点で、学会の資産を善良に管理する義務に違背する行為になることは間違いないだろう。学会センターの元常務理事や専務理事からすれば「なんとか学会に返せば、当面は預り金を流用していても問題ない」との判断で流用をつづけ、ついにはにっちもさっちもいなくなってしまうようである。

また、学会センター名義の口座で管理されていたお金であるがゆえに、破産に伴ってこのお金は破産財団に委ねられ、法律に従って破産処理せざるを得なくなった。だから、学会預け金は「各学会が学会センターに対して保有する一般債権」として処理せざるを得なかったわけである。

いまから思うと、各学会も学会センターが自分たちの資金を学会センター名義の口座で管理していることの危険性に気付くべきだったように思う。しかし、学会センターの破産に至るまで、各学会は学会センターを信用しきっており、その危険性に気付くことはなかった。後に破産管財人の竹村弁護士のみならず数名の弁護士や公認会計士の先生方に伺ったところ、この場合、学会側が預け金を「信託する」手続きをとっていれば問題なかったはずとのことである。法律にうとい研究者たちは、このことにはまったく気付いていなかった。ただし、比較法学会に所属する弁護士の大塚正民先生によると、同様の問題は民間のマンション管理組合の資金などでも生じているのだという。即ち、マンションの管理組合が将来の補修等にそなえて住民から徴収していたお金をマンション建築会社に預けている場合、その建築会社が破産してしまうとそのお金は「建築会社名義の資産」とみなされて破産処理されてしまい、マンション管理組合のお金は一般債権化してしまうのだそうである。ある企業が一般の人々からのお金を預かった場合、それを強制的に信託させるようなシステムがない限り、このような悲劇は繰り返されるのかもしれない。

12. なぜ学会センター理事会は経営破綻状態を知るのが遅れたのか

学会センターの決算は、その年度の理事会で承認されていた。しかも公益法人である財団法人である以上、その監事による監査を受ける義務もあった。しかしながら、理事会が経営破綻状態を認識したのは2003年末の決算時（すなわち、2004年3月）である。一方、破産管財人らによる報告によれば、それよりも数年前には預り金に対して流動資産不足が大きく不足する状態を呈していた。それにもかかわらず、理事会はそのことを認識しては

いなかったようである。

このあたりの事情について、私は元副理事長だった熊谷先生にお話を伺うことができた。熊谷先生によると、理事会で経営が逼迫しているという報告を始めて受けたのは2003年度末のときであり、それまでは財務諸表をもとに「このとおり、健全に運営されています」という報告を受けただけ、とのことである。しかもそのときの説明内容は「預金にはこれだけの額があり、前年よりこれだけ増えています。一方で、事務委託等の件数もこれだけ伸びており、かつ預り金の額もこのとおり増加しています」というものだったという。そして、そのような説明を理事会に対して行っていたのが、当時の専務理事・常務理事たちである。

では、専務理事たちは粉飾した会計書類を理事会に提出していたのだろうか。この点は破産管財人らも相当調べたとのことであり、破産管財人の竹村弁護士によれば「毎年の理事会に提出されていた会計書類に金額の捏造や粉飾は見当たらない」とのことである。

粉飾も捏造もされていない決算の書類を見て、預り金に対する流動資産不足が何億円にもなっていることに気付かなかった、というのであるから、全く不思議な話である。しかし、関係者らからの話しを総合すると、以下のようなからくりがあったらしい。即ち、「このとおり学会からの預り金総額は順調に増えています」という説明はあったが、「その預り金が学会センター名義の銀行預金口座で管理されていて、その預金の額が決算書類に掲載されている」という事実を専務理事らは理事会で説明していなかった、というのである。もしこのことを理事会が知っていたのなら、経営状態が危機的であることは2003年度末よりも数年前には認識されていたに違いない。預り金総額の増加に対して預金総額があまり増えていないのなら、それはそれだけ預り金をなにかの目的に流用しているとしか考えられないからである。しかし、その説明がなかったために、多くの理事たちは「学会からの預り金は別の口座等で適切に管理されている」と思い込んでいたらしい。また、当時の監事らもこのことを見抜けなかったようである。

しかし、元常務理事の引き起こした暴行傷害事件などがきっかけになって、それまで報告されていたような会計報告に疑いをもたれるようになり、2003年度末までにはそれまでの専務理事・常務理事全員を解雇し、新しい専務理事・常務理事を迎えた。それと平行して会計状況をすべて洗い出した。これを行ったのが2003年度であり、2003年12月ごろには2004年4月に専務理事に就任した寺尾氏らは経営状態が極めて深刻であることを完全に認識していたようである。そして、2003年度の決算報告で大幅な赤字を抱えていることが理事会に報告された、という状況である。

13. 元専務理事らに刑事上の責任はないのか

もし決算書類を捏造したり粉飾したりすることを元専務理事らが行っていたとしたなら、これだけで大きな責任を問えるはずである。しかし、そのような操作は行われてはいなかった。一方、学会からの預り金は、本来は各学会のもつ資産である。それをきちんと管理

できず、なおかつ自らの目的のために流用していたのであるから、これについてなんらかの責任を追及できないのであろうか。破産被害学会連絡協議会は、この点の調査を西山弁護士に依頼した。また、破産管財人の竹村弁護士らも、破産処理の当初から元専務理事らの刑事責任追及のために警視庁と相当の協議を行っていたとのことである。警視庁もこの事件に対し大きな興味を示していたという。なお、破産事件に関連して公権力をもって調査して証拠を収集し、更に刑事事件の被告訴人の候補者らからの事情聴取をなし得るのは破産管財人に限定される。そして破産管財人の調査結果をもとに、警視庁は「刑事事件としての立件は不可能」との結論に達したとのことである。

その理由を西山弁護士に解説していただいた。立件が不可能となる最大の問題は「時効の壁」であるとのことである。すなわち、本件破産の場合、平成3年ないし4年の時点から預り金の流用を開始している。学会センタービル建設の費用に1億円の預り金を流用しているのがこれにあたる。その後、ビル建設に伴う借入金の返済を行うため、各年度の経常利益で返済不能だった場合には預り金をどんどん流用していった。つまり、そもそも返済計画が杜撰であり、そのような計画に基づいて融資をうけたのだから早晩返却不能になり、学会センターの存亡に関わる可能性がある。このような計画を理事らが立てたとしたら、それは理事らの任務に違背している「背任罪」に相当する可能性がある。また、将来回収困難なことを予測しながら融資をした場合も同様である。また、学会センターの資金としてプールされていたものを合理的な範囲を逸脱して接待交際費や機密費等に使用し、その支出によって学会センターの事業に支障を来したりするようなことがあれば、これは業務上横領罪あるいは背任罪が成立する余地がある。さらに、もし個人的な着服があったのなら業務上横領罪に問うことが容易になる。

破産管財人らは相当の調査を行ったが、個人的な着服は見当たらなかったとのことである。すると、他の要件で背任罪あるいは業務上横領罪が成立するかどうかのポイントになる。ところが本件の場合、いずれの罪を問うたとしても公訴時効が成立してしまう。業務上横領罪の時効は7年、背任罪の時効は5年である。一方、今回の預り金流用に着手したのは平成3年ないし4年であり、そこでの杜撰な返済計画がその後に流用を続けざるをえない状態を作ったのであるから、犯罪に着手した時点を平成3年ないし4年としなくてはならない。したがって、平成8年から11年にはすでに時効が成立してしまうのである。

破産被害学会連絡協議会は元専務理事や常務理事を背任罪等で告訴することを考えていたのであるが、上記のような理由で告訴を断念せざるを得なかった。

14. 涙ぐましい？ 預り金増額の手口

学会の大きな事業の一つに「学会会議の開催」がある。国際会議を開催するときにはもとより、国内の学会会議でも、大きな学会が開催するものほどその運営には大きな費用が必要である。また、その準備にも相当の時間を要する。会員数が1000人未満の学会なら、その学会会議の開催の当番になった大学の学会員がすべてを取り仕切る。この場合、当番大

学の施設を借り、必要なスタッフもその大学の学生をアルバイトで雇うことでまかなう。また、その会議を開催するときには各研究者の研究発表内容を記載した冊子（一般にプロシーディングと呼ぶ）を発行し、出席者に配布する。したがって、当番大学の研究者が会議の運営を行う場合でも、会議直前の数ヶ月はその準備に相当の時間を割かなくてはならなくなる。この費用は、会議への参加者から参加費を徴収するほか、学会本体からの補助金があったり、プロシーディングに企業からの広告を載せることで広告費収入を得たりすることで賄う。数百人が参加するような会議を開催したとして、その費用は数百万円程度におよぶ。

学会の規模がある程度大きくなると、その学会に所属する研究者の輪番制ではとてもさばききれなくなる。そのようなとき、コンベンション屋に業務委託することになる。学会センターもそのようなコンベンション事業を行っていたことは前述したとおりである。

コンベンション屋に学術大会開催を委託した場合、参加費等を前もって振り込んでもらうことが通例である。国際会議の場合はクレジットカード決済を併用する場合も多い。したがって、その会議の名称を冠した名義の銀行口座を開設し、その口座で開催費用を管理することがほとんどである。学会センターに委託した場合も同様である。

ところが、学会センターが会議開催を受託した場合、その口座で管理すべきお金を「預り金」として処理していた場合があるという。これも大阪事務所職員の方々から伺った話である。なお大阪事務所の場合、経理担当者は1名のみであり、学術会議用の口座の管理もその1名の担当者のみが行っていたとのことである。すなわち、実際に会議開催を仕切る担当職員は、実際の経理にはタッチできなくなっていた。まずこの点をご理解いただきたい。また、伺った話には具体的な学会名称が出てくるのであるが、本稿では匿名にしておく。

「A学会の大会（注：毎年開催する学術大会のこと）では、その大会独自の口座があり、大会後には残金が500万円ぐらいあった。しかし、破産前の7月ごろにはこの残額がすべて引き出されて、預り金に移されていた。」

「B学会でも同様のことが生じていた。」

「C学会の場合、もっとすごい。大会が終了した時点での残金が800万円あり、かつ次年度の大会開催のため学会本体が用意した助成金200万円があった。C学会はこれを『次年度大会用の口座に振り込みたい』と学会センター大阪事務所に申し入れてきた。ところが、経理担当者がその学会に送金指示した口座は学会センター名義の口座であった。また、大会残金の800万円もC学会名義の口座に入金させることはしなかった。結局、合計で1000万円のお金を預かり金として処理してしまった。」

「破産したとき、C学会担当者が学会センター大阪事務所に来て『通帳をみせる』と要求した。そうしたら、その経理担当者は『実は独自口座には入れていない』と説明していた。」

「その経理担当者としては、後に埋め合わせをしてつじつまを合わせるつもりだったよう

だが、破産にともないその操作ができなくなったのである。」

「大会終了後には会計監査を行うのであるが、そのときに『これだけお金を預かっている』という学会センターの証明書をつければ監査上の問題は生じなかった。」

会議の名称を冠した口座であるとはいえ学会名義の口座である。他人の口座にあったお金を「寸借」したとすれば、本来なら窃盗行為である。ところが、会議開催の場合、その準備段階でも会場への前払い金やプロシーディング印刷経費等でかなりの支出を必要とする。このような会計処理を含めて学会センターに委託していた場合、学会名義口座からの出金は前述の経理担当者にまかされることになる。そして、たとえ学会名義口座から預り金に移し変えたとしても、実際にその通帳を学会に返却するまでにつじつまを合わせるなり、あるいはその学会に預り金として処理したことを了解してもらえばこと足りていたようである。そして、破産間際には、学会センターの重要な運転資金は預り金だけになっていたのだから、その額をなるべく大きくしようとする動きがあったとしても不思議ではない。

私は、学会独自口座から学会からの事前承諾なしに預け金に移し変えたり、本来なら学会口座に入金すべきものを入金させなかったりする行為は窃盗罪に相当すると思う。しかし、現実にはその当該学会が「証拠が見当たらない」と主張したり、あるいは告訴に消極的だったりした。そのため、その経理担当者を刑事告訴するには至っていない。

15. この間、文部科学省はなにをしていたのか

学会センターは文部科学省所管の財団法人である。したがって、文部科学省はこれを指導監督する責任を負っている。そのような立場の学会センターが破産したのであるから、監督官庁としても何らかの対応を迫られることとなった。

文部科学省が真っ先に検討したのは、学会センターの破産被害に直面した学会を対象とした緊急の科学研究費補助金（以下、科研費と略す）の募集である。一般に科研費とは、研究者のグループや個人に対して研究内容を公募し、すぐれた研究であると認められたものに対して必要額を補助するものをさす。研究内容を厳しく審査されうえに競争倍率も高いので、まさに「競争的研究資金」である。

一方、科研費の中には「学術刊行物に対する補助」を名目としたものもあり、これは各学会が（あるいは複数の学会が共同して）発行する学術雑誌を刊行するのに必要な費用を補助するものである。文系の学会に対しては和文の学術雑誌を発行する場合でも補助を受けられるが、理系の学会の場合は欧文（多くの場合は英文）で書かれた雑誌のみが補助の対象となっている。特に近年は、その学術雑誌が和文英文混交の場合には全く補助されない傾向にある。英文雑誌の場合もかなり競争率が高いのが現状である。

そして、文部科学省が検討したのは、被害を受けた学会に対して学術刊行物に対する科研費を緊急に公募するもの柱としていた。多くの被害学会は2004年度の会費収入のかなり

を失っており、各学会が刊行する学術雑誌の出版経費もまかなえないところも多かったからである。したがって、競争的な資金であるとはいえ、学術刊行物対象の科研費を公募してくれることは被害学会にとっては大きな救いであったといえる。しかし被害学会連絡協議会は、この公募の仕方に大きな問題があったと考えている。なぜなら、公募の対象となったものが欧文の学術雑誌（ただし、英文部分が半分を超える場合には和文英文混交も可）だけだったからである。

文系の多くの学会にとっては、そもそも英文で書かれた学術雑誌を刊行するメリットがない。したがって和文雑誌を刊行することが主である。理系の学会の場合、英文誌は海外にむけて研究成果を公表する目的で刊行している。しかし日本国内の技術者等に対して研究成果を知らしめる場合、残念ながら英文で書いたものを読んでもらえる環境にはまだまだ達していない。そのため、特に重要な成果を国内の技術者等に活かしてもらうためには、どうしてもその研究成果を日本語で伝えなくてはならない。したがって、理系の学会でも和文の刊行物を発行している場合が少なからずある。そして、文部科学省が緊急科研費の公募対象を欧文主体の学術刊行物に限ったため、和文（一部英文を含む）の刊行物しか発行していない学会は応募する要件すら満たさなかったのである。

連絡協議会幹事の茅根創と木村彰方は、2004年11月18日に文部科学省研究振興局研究助成課を訪れ、上記のような文部科学省の対応の真意を尋ねると共に、文部科学省が学会センターの経営破綻をどのように察知したのかについてお話をうかがった。その内容は以下の通りである。

学会センターの経営破綻を察知した経緯と対応

- ・平成14年度（2002年度）決算までは学会センターの収支はほぼ均衡または黒字となっており、また長期借入金も毎年一定額を返済していたことから、経営破綻状況にはなかったと認識している。
- ・昨年暮れ（2003年の暮れ）に、文部省OBである専務理事（注：寺尾専務理事のこと）から会計に問題があるとの報告を受けた。
- ・収支決算報告を審議する理事会・評議会には学会代表の委員が名を連ねているので、少なくともこのような学会や主だった学会には事前に説明をして理解を得ることが必要ではないかとの認識の下に、学会センターに対して話しをした。
- ・（2004年7月23日付けで学会事務センターが理事長名で各学会に配布した「預り金保全見通し」なる文書中に文部科学省が学会を支援する方向にあるような書き方をしている、との指摘に対して）文部科学省はあずかり知らない。

学会活動への支援に関して

- ・原則として、学会活動は自己責任で行うべきものである。
- ・緊急科研費の公募は、学会活動の停滞によって日本から世界に向けて研究成果を発信できなくなることを国益の損失と考えて行ったものである。学会に対する損失補填ではな

い.

- ・ 次年度の補助や学会のルーチンの活動への支援は、これ以上は考えていない。

文部科学省も学会センターから毎年度末に提出された決算書類から、2002年度まではその経営破綻状態にはなかったと認識している。つまり、1999年ごろから学会からの預り金に対して流動資産が大幅に不足していた事実を文部科学省も把握できていなかったことになる。その背景には、学会センターから文部科学省に提出されていた会計書類に問題があったことも一因になっているようであるが、この点については後に述べる。

また、文部科学省が実施した緊急科研費の公募も「海外へ研究成果発信することは国益にかなう」という認識に基づいたものであり、その一方で文部科学省は「研究成果を国内に伝えることは学会のルーチンの活動だから支援の対象とはしない」との姿勢である。たしかに、各学会が国内向けに研究成果を公表することは学会本来の責務であり、それは学会個々の責任で行うべきものである。しかし、各学会の資産の相当部分が学会センターの破産により失われたため、本来なら学会が行うべき「国内向けの研究成果発信」ですら困難になったのが現実である。もしこれが個々の学会の放漫な経済運営により引き起こされたものならば、学会の自己責任で解消しろといわれても仕方がないだろう。それとも、「学会センターの経営が破綻状態になっていたことを個々の学会が察知できなかった」ことは専ら各学会の責任に帰すべきことだと言いたいのだろうか。学会センターの理事会も、また監督官庁である文部科学省も見抜けなかったことに対して、である。「国内に対して研究成果を公表する」ことに対して非常に冷たい扱いを文部科学省から受けたと感じ、落胆したり強い怒りをもったりした学会も多いのである。

16. 和解交渉委員会の設置

第1回債権者集会で破産管財人より「学会センター元会長の木田宏氏および元理事長の光岡知足氏は、学会センター破産に伴って支障の生じた学会活動の正常化に寄与するため、金員の抛出を含む和解を学会側に申し出る意向を持っている」ことが告げられた。本来なら個々の学会が元理事らに対して損害賠償請求できるものであるが、対象となる学会数が極めて多く、個別に訴訟を起こすことが困難であるからである。そのため、破産管財人から関係学会に対して「学会側が統一できるような組織を作れるかどうかがかぎとなるので、ぜひ検討してほしい」と要請がなされた。

第1回債権者集会の時点で被害学会がある程度まとまっていた組織は被害学会連絡協議会しかない。それもわずか60学会程度しか組織されていない状態である。しかし、学会側の窓口となりうる組織が連絡協議会しかない状態であったから、破産管財人の竹村弁護士と連絡協議会の幹事とで協議を開始することになった。その協議の中で、いくつかの学会から竹村弁護士に宛てて「連絡協議会は元理事らの刑事告訴を検討している。そのような組織が元理事らとの和解交渉を行うことはおかしい。すくなくとも、われわれの学会はそ

のような組織と行動を共にしたくない」との申し出があったことが判明した。そこで竹村弁護士と相談し、「被害学会連絡協議会とは独立した和解交渉のためのみの組織」を立ち上げることとし、その組織の名称を「和解交渉委員会」とすることにした。さらに和解交渉委員会の構成メンバーを連絡協議会幹事の中から選ぶこととし、木村・荒木・広島・倉茂の4名でこの任にあたることとした。

そのうえで、破産管財人より関係各学会に宛てて「和解交渉委員会」が組織されたことを知らせると共に、各学会が元理事長らとの和解に応じるか否か、また和解に応じる場合には元理事長らから提供された金員をどのような原則で配分すべきであると考えたかのアンケートに回答してもらうこととした。また、和解交渉の各時点で関係学会が集まって協議している余裕はないため、交渉に関しては、元理事長らからの拠出金の配分方法を含めて和解交渉委員会に一任してもらうことを各学会長の印鑑登録証明書付きで取り付けることとした。この文書を破産管財人から送付してもらった最大の理由は、関係諸学会の連絡先を和解交渉委員会は破産管財人から開示してもらっていなかったためである。

17. 元理事長らとの和解

最終的に木田元会長が2000万円、光岡元理事長が3000万円の金員を提供してくださったほか、寺尾元専務理事、永井元理事、諸井元監事、村上元監事の4名が計850万円を拠出し、総額5850万円の和解金が提供された。したがって、和解交渉委員会はこれらの金員を提供した6名との和解交渉を行うこととした。金員を提供しなかった元役員らは和解交渉の対象とはならなかった。なお、元理事長らの代理人との交渉を積極的に展開したのは在京の木村と広島の2名であり、荒木は書面の管理に全責任を負った。また元理事長らが拠出した金員は破産管財人の管理下におかれた。

破産管財人より最終的に299学会に宛てて2004年12月27日付けでアンケートを送付していただいた。破産管財人が把握していたこれらの学会の債権総額は11.65億円である。2005年2月9日までに217学会より「和解に応じる」との回答が寄せられたので、これを元に元役員らの代理人との和解交渉を開始することとなった。この時点ではまだかなりの未回答学会があったため、それらの学会に対しては再度破産管財人よりアンケートを送付していただき、回答を求めた。その結果、2005年5月18日までに231学会より「和解に応じる」との回答を得ることになった。これらの学会の債権総額は10.35億円である。その一方、5学会は「この和解には応じない。別途元理事長らの責任を追及する」と回答、9学会からは「元理事長らに責任はあるとは思いますが、その責任を追及することはない。よって和解には応じない」との回答があった。また2学会からは「元理事長らに責任はないと考える」との回答だった。なお、その後第4回債権者集会の開催された6月15日までにあと2つの学会から和解する旨の連絡があり、最終的には233学会が和解に応じることになった。

和解交渉の段階でもっとも苦勞した点がある。それは、学会センター破産直前に預り金

の一部返還を受けることのできた学会とそうではない学会と区別をどのようにつけるか、である。返還を受けた学会からは「たとえ預り金の一部返還を受けたとはいえまだ多くの債権を抱えているのだから、和解金の配分を受けなければ和解には応じられない」と主張した。一方、返還を受けることのできなかつた学会からは「今回の和解金総額は5850万円であり、学会のもつ債権総額からみると非常に小額である。一方、破産直前の6月21日以降に学会に返還された総額は6.5億円にものぼるではないか。だから、返還を受けた学会には配分すべきではない」との声が上がった。関係学会からのアンケートの集計結果でも、「返還を受けていない学会で和解金を配分すべし」とした学会が130学会、「返還の有無によらず和解金を配分すべし」とした学会が96学会あった。「多数決の論理」に従うなら「返還を受けていない学会に対してのみ和解金を配分する」ということになるのだろうが、それを強行することがはたして良いことなのだろうか。そこで、意見のある学会からはその意見を書面で和解委員会に寄せてもらい、その文書を携えて元理事長ら代理人との交渉を継続することにした。

和解交渉の過程で、元理事長らが「できるだけ多くの学会と和解を成立させたい意向を持っている」ことが判明した。そこで、以下の方針を打ち立てることができた。

- 1) 和解に応じるとした学会に、破産管財人の把握している債権額に応じて和解金を配分する。
- 2) 2004年6月21日以降に送金を受けた学会と送金を受けていない学会とでは配分比率を傾斜して和解金を配分する。その比率は1：2とする。即ち、送金を受けた学会に債権額のn%を配分するなら、送金を受けなかつた学会には債権額の2n%を配分する。
- 3) 和解金のうちの一定額を、和解に応じないとした学会および未回答学会への配分を考慮し、一定期間留保する。
- 4) 一定期間の後も配分されなかつた和解金は、しかるべき公的機関（例えばユネスコなど）に寄付する。

最終的には、2004年6月21日以降学会センター破産までに送金（ただし、10万円以下の小額送金を除く）を受けた学会（65学会）には債権額の2.95%、送金を受けなかつた学会（168学会）には債権額の5.90%を配分することとした。そして、和解に応じた学会はこの解決金の受領により、前述の6名の元役員との学会センター破産に関する諸問題は解決したものとみなし、今後その責任を追及しないこととした。

その後和解交渉委員会は、最終的に和解に応じるとした233学会に、上述した条件を記した「確認書」を2005年5月31日付けで送付し、各学会に確認を求めた。それに対して232学会より確認書が返送された。確認書を返送してこなかつた1学会は債権額がゼロのため解決金の配分がないところだった。そこで2005年6月13日に破産管財人の立会いのもとに、この確認書を元役員らの代理人に手渡した。また、その翌日（6月14日）には破産

管財人が管理していた元役員らの拠出金 5850 万円が元役員ら代理人に渡され、各学会には元役員代理人から 2005 年 6 月 30 日に解決金が振り込まれた。

なお、これら和解交渉の過程で、原元常務理事からも学会との和解をしたい旨の申し入れがあったが、これに対して和解交渉委員会は和解を拒否した。2003 年までの元常務理事・専務理事には最も大きい責任があると考えており、元理事長らと同等には考えられないためである。また、本件和解成立直後に木田元会長がご逝去された。ただし、まだご存命中に木田先生の代理人であった伴弁護士より和解が成立したことをお知らせすることができた。この和解は、木田元会長と光岡元理事長のお 2 人で合計 5000 万円もの私財を投げ打ってくださったからこそ成立したものである。木田元会長のご冥福をお祈りする。

さらに、この和解交渉に際し、破産管財人常置代理人の蓑毛弁護士には必要な債権額の開示や未回答学会への連絡などにかかわり多くのご協力をいただくことができた。特にここに記して謝意を表したい。

18. 第2回～第4回債権者集会

学会センターの破産処理に関連し、都合 4 回の債権者集会が東京地方裁判所債権者集会場で開催された（第 2 回：2005 年 3 月 7 日，第 3 回：2005 年 4 月 27 日，第 4 回：2005 年 6 月 15 日）。ここでは、各債権者集会で報告された内容を記録にとどめる。

第 2 回債権者集会

破産管財人・竹村弁護士からの説明

- ・ 第 1 回債権者集会で報告した以降の活動内容について報告する。
- ・ 学会の委託費未収金 1.37 億円を含む売掛金 5.53 億円を回収した。
- ・ 元理事長と学会との和解について協議した。その結果、和解金として木田元会長から 2000 万円、光岡元理事長から 3000 万円、諸井元監事から 300 万円、村上元監事から 150 万円、寺尾元専務理事から 200 万円の計 5650 万円の預託を受けた。また、原元常務理事からは、財団に提供する 460 万円のうち 160 万円を学会との和解金に組み入れてほしいとの申し入れを受けている。
- ・ 関係する学会に対し、2004 年末から 2005 年初めにかけて、和解に応ずるか否かの回答を求めるための文書を送付した。そして、3 月 3 日に和解交渉委員会との協議を行った。この和解交渉に関しては後に説明する。
- ・ 今野元専務理事は 3 月 3 日に自己破産を申し立て、受理された。
- ・ 現在、預り金に対する資産が不足するようになった平成 3 年度以降の書類 300 箱を保管している。これらは、直近の 3 年分を除いて 4 月末までに廃棄する。
- ・ もし関連する学会でこれらの資料を必要とする場合、どのような資料が必要かを特定して文書で申し出てほしい。その場合、その後の保管料を支払ってほしい。また、それらの資料を廃棄する場合は、断裁あるいは溶解による処分をしてほしい。

- ・ 公租公課約 3700 万円はすでに納付した。
- ・ 優先債権約 3.3 億（元職員の退職金等）に対して配当を行う。
- ・ 一般債権に対する配当はない。
- ・ 学会誌の売掛金 24 件 1400 万円余りについては放棄する。
- ・ 学会との和解交渉について、担当の蓑毛弁護士から報告する。

常置代理人：蓑毛弁護士からの説明

- ・ 和解交渉委員会との協議について説明する。
- ・ 昨年末から今年初めにかけて、破産管財人名で和解に関する案内を書面で通知した。これは、300 にもおよぶ学会が合計十数億円の預け金を持っていること、また和解を行うためには破産管財人が間に入ってほしいとの要請があったこと、また学会側には情報がないことなどを考え、できる範囲で和解交渉を手助けすることとした。ただし、これは破産管財人の本来の業務ではないため、今後の和解交渉は和解交渉委員会と元理事ら代理人との委ねられることになる。
- ・ 約 300 の学会に案内を送付したところ、236 の学会から回答があった。約 60 の学会からは未回答である。
- ・ 回答のあった 236 の学会のうち、「和解に応じる」としたものが 218 学会、「和解に応じない」としたものが 18 学会である。
- ・ 「和解に応じる」とした学会に関して、その各学会の預り金として管財人が把握している額、および 6 月 21 日以降に送金を受けたか否かの事実に関する情報を和解交渉委員会に開示した。
- ・ 「和解に応じない」とした 18 学会に関する預り金残高については開示していない。
- ・ また、未回答の学会名およびその預り金残高についても開示していない。
- ・ 「和解に応じる」とした 218 学会の預り金総額は約 10 億円であり、これは管財人が把握している預り金総額の 86.2%に相当する。
- ・ また、「和解に応じない」とした学会のうち、「理事らの責任を追及しない」あるいは「理事らに責任はないと考える」とした学会の預り金は総額の 1~2%に相当する。
- ・ すなわち、預り金総額の約 9 割に相当する学会が「和解に応じる」あるいは「責任を追及しない」と回答している。
- ・ 「和解に応じない」としたうえで「別途責任を追及する」とした学会の預り金は、総額の 3.8%である。また、未回答学会の預り金は総額の 8%である。
- ・ これだけの数の回答を得たことを受け、和解交渉委員会は今週より元理事らの代理人弁護士との交渉を開始する。
- ・ なお、和解交渉委員会は「和解に応じない」「別途責任を追及する」とした学会に対しても和解に応じてほしいとの要請を行う予定である。
- ・ また、未回答の学会に対しても連絡をとる予定である。
- ・ なお、理事側が和解に応じる意志があることを示すためにも、元理事らからの金員の預

託を受けている。ただし、この金員は、管財業務終了までに和解が成立しなかった場合には元理事らに返却することになる性質のものである。

第3回債権者集会

破産管財人：竹村弁護士からの説明

- ・ 前回集会時点で換価はほぼ終了していたが、その後の変化があった部分について報告する。
- ・ 学会ユーティリティーセンターに対する2億9千万円の貸付立て替え金について、ユーティリティーセンターとの和解が成立し、2千万円を財団に組み入れた。
- ・ 郵便切手等を清算し、150万円を財団に組み入れた。
- ・ 山崎ビルの保証金等について清算し、200万円を財団に組み入れた。
- ・ 優先債権に対する配当手続きを進めており、5月末には配当の見込みである。
- ・ 学会側と元理事らとの和解交渉について、4月25日に行われた和解交渉についての報告を伺っている。
- ・ 和解のための金員を提出しているのは、木田元会長、光岡元理事長、諸井・村上元監事および寺尾元専務理事である。
- ・ 原元常務理事からも条件付で160万円を和解のために拠出するとの申し出があったが、学会側は原元常務理事とは和解しないと主張している。
- ・ 和解交渉の内容について、常置代理人・蓑毛より報告する。

常置代理人：蓑毛弁護士からの説明

- ・ 各学会の住所等の情報を知っているのは破産管財人のみだったので、2004年末に和解交渉委員会が発行した文書の発送に対して破産管財人が協力した。
- ・ また、これに対して未回答であった学会のうち、債権額が30万円以上の学会に対して2005年に文書を再発送しているが、この再発送にも管財人は協力した。
- ・ その後、回答のあった学会に対しての連絡は和解交渉委員会が行っている。
- ・ 学会センターを利用して約300の学会のうち、約250の学会から回答があり、そのうち231学会が「和解に応じる」、19学会が「和解に応じない」としており、この「和解に応じない」としている学会のうち5学会は「別途責任を追及する」と回答しているとの報告を和解交渉委員会から受けている。また、未回答の学会は50学会との報告も受けている。
- ・ 和解交渉委員会と木田元会長・光岡元理事長代理人との交渉が4月25日に行われ、その結果「おおむね交渉がまとまりそうである」との報告を受けている。なお、諸井・村上元監事、寺尾元専務理事も木田元会長・光岡元理事長らの和解に準じた和解に応じる。
- ・ 学会側から寄せられた回答を見ると、「(6月21日以降に)送金を受けた学会には配分しないでほしい」との意向が多かった。
- ・ しかし、元理事らは「なるべく多くの学会と和解したい」との強い意向を示している。

- ・そこで、送金を受けた学会と送金を受けなかった学会とに対して和解金を傾斜配分する。具体的には、送金を受けた学会に $n\%$ を、送金を受けなかった学会には $2n\%$ を配分する、との意向である。
- ・また、理事側代理人より、未回答の学会や「別途責任を追及する」との学会があることに対応したいとの主張があり、それらの学会に対応するため、一定期間・一定額を留保する。
- ・これらの交渉内容については、関係する学会に対して和解交渉委員会から電子メール等で伝えてある。

第4回債権者集会

破産管財人・竹村弁護士からの説明

- ・前回集会時点で換価はほぼ終了していた。その後、収支について動きはほとんどない。
- ・破産管財人は、学会と元理事長らとの和解の状況を見ていた。これに関する状況について説明する。
- ・昨年8月に管財人が開催した説明会の席上、京都教育大学の武田一郎先生からの要請を受け、武田先生に学会側を代表して関連する学会の一覧を提供した。
- ・その後、日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会が組織された。
- ・いっぽう、管財人は学会側と旧理事らとの和解の仲介を開始した。その際、被害学会連絡協議会に参加する学会数は相当数にのぼるため、このまま和解交渉を行うには困難が予想された。そのため、理事側との交渉を担当する人数を絞ることができないかを相談した。その結果、和解交渉委員会が組織された。
- ・この和解交渉委員会は、滋賀県立大学・倉茂先生、東京医科歯科大学・木村先生、荒木先生、日本コンピュータサイエンス学会・廣島先生の4名で組織されたものであった。そして、和解が成立の見込みになったとの報告を受けた。
- ・破産手続きの終結を考えたとき、学会側と旧理事らとの和解が成立しないと破産手続きを終わらせにくい、と管財人は考えた。
- ・和解交渉委員会は、特に多くの学会との連絡などで甚大な時間を使用した。この努力がなければ、和解交渉が成立することはなかった。
- ・和解交渉に際し、未回答学会が49学会あった。これら未回答学会に対しては、本日以降、和解交渉委員会では対応することはできない。
- ・一方、「旧理事らとの和解には応じない」と回答した学会に対しては、今しばらくの間は和解交渉委員会が対応していただけるとのことである。まだ和解に向けて動いていた学会があるなら、ぜひ検討していただきたい。
- ・未回答学会や「和解しない」とした学会への配当分は約500万円である。これは、旧理事側代理人である伴弁護士のところで保管し、一定時間後に公的機関に寄付される。

常置代理人・蓑毛弁護士からの説明

- ・ 管財人団では、関連する299学会を把握している。
- ・ これらの学会には、和解交渉に関する案内を昨年末より管財人より送付した。
- ・ 250学会からは回答があり、これらに対してのその後の連絡は和解交渉委員会より行った。一方、49学会からは返事がなかった。
- ・ 回答のなかった49学会については、その連絡先を含めて情報を和解交渉委員会には開示していない。したがって、和解交渉委員会はこれら49学会に対してなんらかの働きかけをすることができない状況にある。
- ・ 一方、「和解しない」と回答した17学会に対しては、今後もある程度の働きかけが和解交渉委員会からあるものと思う。
- ・ 旧理事らから提供された金員は合計5850万円である。この金員は、これまで破産管財人に預けられていたが、これを昨日、理事側代理人の口座に送金した。今後、6月中にはこの代理人より各学会に送金される。
- ・ また、未回答学会および「和解しない」とした学会に対する留保分は500万円である。
- ・ この留保分を除いた金額を、各学会に按分した。すなわち、2004年6月21日以降に送金を受けた学会には債権額の2.95%を、また送金を受けなかった学会には債権額の5.9%を送金することとした。
- ・ これにより、233学会との和解が成立したことになる。
- ・ なお、これまで「和解しない」としていた学会であっても、今後「和解する」と決定した学会には、今後しばらくは按分配分できる。ただし、未回答の学会に対しては、和解交渉委員会はその連絡先すらも知らない状態なので、和解交渉委員会からそのような学会に今後連絡を取ることはできない。
- ・ 「和解する」と回答した学会については、その学会名・債権額など、必要な情報を和解交渉委員会に開示した。しかし、「和解しない」とした学会についてはその情報は開示されていない。
- ・ したがって、「和解しない」としていた学会が「和解に応じる」と決定した場合、和解交渉委員会は改めて管財人にその学会に関する情報の開示を求める必要がある。しかし、管財人がこれらの資料を残すのはせいぜい今後6ヶ月程度である。したがって、和解に応じる場合にはどうかすみやかに決定してほしい。

そして、第4回債権者集会の最後に裁判長より「本件の破産管財業務はすべて終了したと認める。本件破産手続きは終了廃止とする」との宣言がなされた。

19. 国会にて

2005年4月11日に開催された参議院決算委員会において、公明党の西田実仁議員が学会センターの破産問題に関連して監督官庁である文部科学省に多くの質問した。その結果、これまで我々の知り得なかった事実が文部科学省の口を通して語られた。詳細については

参議院のホームページ等でその議事録をご覧いただきたい。本稿ではその要点を紹介したい。

(西田議員) —まず大臣に、監督責任のある文科省として、学会センターの破産についてどのような御所見をお持ちか、お聞きしたい。

(中山文部科学大臣) 「学会センターが破産に至ったのは、まずセンターが寄付行為に反して文部科学大臣の承認手続きを経ることなく長期借入れを行うなど財務運営が適切に行われなかったこと、また一部の役員のみがそれに関与し、長期間にわたって他の理事や監事によるチェック機能が働いていなかったこと、さらにはこのような財務状況が明らかになって以降、センター再建に向けて関係者の理解や支援を得られなかったことに原因があると考えている。文科科学省としては、同センターから報告をうけるまで財務状況の問題点を認識するに至らず、今回の事態に至ったことは遺憾と言わざるを得ない。そういう意味で法人の指導監督という観点からも改善すべき点があったのではないかと考えている。」

(西田議員) —センターには学会からの預り金があり、そこから融通していけばいいだけのことなのだから、資金不足に陥ること自体がおかしいわけだが、それが生じてしまった理由として挙げられているのが、このセンターが平成3年に本社ビルを築てるための長期借入れを文科省に報告することなく行ったことである。センターは当然、財務諸表等は文科省に報告していたはずだが、その中にキャッシュフロー計算書というものは毎年提出されていたのだろうか。

(文科省) 「学会センターは学会等に関する事業に関して特別会計を組んでおり、企業・法人会計に基づいた会計を行っていた。そして、損益計算書、貸借対照表等が提出されている。」

(西田議員) —私の手元にあるキャッシュフロー計算書等を見ると、預金等（現金・未収金・立て替え金・長期定期預金）の総額と学会からの預り金を比較したとき、本来なら預り金の額より預金等の額が多くなってはいけないのに、平成3・4年ぐらいからすでにマイナスになっている。特にビル建設には11億円の費用がかかったのに対し、銀行からの借入れは10億しかない。こうした事実は当時知らされていなかったのか。

(文科省) 「例えば流動資産や流動負債の部分について、全体の状況や総額の数字としては報告を受けていたようだ。そして、具体的に全体として、固定資産その他の状況の評価額とあわせて、全体としてはプラスマイナスがあうような形で貸借対照表が提出されていた。」

(西田議員) —そのようなどんぶり勘定的なものではなく、キャッシュフロー計算書は提出されていなかったということか。

(文科省) 「損益計算書が提出されていた、ということだ。」

(西田議員) —学会センターは平成3・4年ごろから事業を拡大しようとし、本社ビルを

始めとして、事務所を出したり子会社を作ったりし、そしてこの子会社に対して貸付を行うなどして資金不足を呼んだのだと思う。ところで、このような組織のガバナンスである理事会のメンバーや専務理事や常務理事に対し、文科省はどのように指導していくべきなのか、どのような監督責任の範囲があるのか、お伺いしたい。

(文科省)「平成8年に公益法人の設立許可および指導監督基準ができた。それ以前の指導よりしっかりしようという目的で作られた基準であり、それにのっとって指導を行ってきた。したがって、報告を求めたり、自分たちから状況を把握に参ったりということもやっていたのだが、このような問題が生じたことから、我々としてもやはり見直しが必要だろうと考え、昨年10月に公益法人の監督指導に関わる改善策というものをとりまとめ、その指導徹底に努めている。」

(西田議員)「もう一度数字に戻る。次期繰越剰余金が平成12年度、13年度、14年度とずっと出ている。しかし、キャッシュフローをみると平成3年の段階でもうマイナスになっている。しかし、報告されているものではずっと繰越剰余金がでていて、15年度になっていきなり6億3千万円もの欠損金が出たと報告されている。ずっと剰余金がでていたのに、いきなり6億円もの赤字という信じられない決算になっている。こんなことが生じていることをなぜ文科省は分からなかったのか。」

(文科省)「この法人は企業会計基準にのっとってずっと計算を行ってきた。我々は、公益法人会計基準にのっとるようという指導をこの法人にはかねてからしていた。平成15年度の決算では、初めて企業会計基準から公益法人会計基準に変更すると同時に、實際上、今回初めて必要な引き当てを行った。つまり、従来から引き当てが必要だったものが損益計算書に特別損失として計上されていなかった、ということだ。」

(西田議員)「結局、報告がなかったから分からなかったということで、これで果たしてすまされるのか、と思う。特に、財団法人を一つ作るにしても、文部省は大変に厳しくチェックしている。例えば人事の問題や経理の問題と、かなり厳しく設立のときにはチェックしている。にもかかわらず、自分たちがある意味で天下りが行くところに関してはチェックが厳しくないのではないかと、こういう疑念をもっている学会が多い。これについてはどうか。」

(文科省)「学会センターについて言えば、文科省の勤務経験のある者は2名いる。1名は専務理事で、財務状況が必ずしも良くないのではないかとということが次第に明らかになってきた段階で、文科省が紹介した者がこの専務理事である。会長については平成6年から就任しているが、非常勤で無報酬である。学会センター独自に、この人の見識を買われて就任したと承知している。」

(西田議員)「公認会計士も一応数年前からこのセンターの財政上の問題点を指摘してきたようだ。これも理事には伝えていたということだが、理事会では議論されたが、報告はされていない。結局、幕引きのために文科省の方が赴任されて大変苦勞されたことは承知している。いずれにしても、理事会のガバナンスがかなりいいかげんで、ほとんどが非常

勤で、好き勝手にやってしまったようだ。文科省も、所管であるにもかかわらずなかなかそれが管理できなかった。今後、こうしたことを再発防止するためにはどうするか。まず、文科省所管の財団法人は幾つあり、それを何人で所管しているのか。」

(文科省)「文科省全体の公益法人数は 1935 法人である。問題になった学会センターを所管していたのは学術研究助成課であり、ここが所管している公益法人数は 289 法人である。公益法人の担当職員は課長を除いて 3 名である。」

(西田議員)「今後のチェック体制は基本的にどうするのか」

(文科省)「こういったことが二度と起こらないように、昨年 10 月に公益法人の指導監督に係る改善策を取りまとめた。これには、実地検査を強化しようとか、定期だけではなく臨時にも検査にいかうとか、あるいは指導監督に係る職員の研修を実施しようとか、このようなことをやっている。また、法人の監査体制を見直すという観点から、外部の監査の積極的な導入とか、内部監査体制の改善にむけて指導を強化するなどの改善策を講じてきたところだ。文科省関係の公益法人は数が多いうえ、当然信頼のうえに成り立っていたわけだが、いままでのチェック体制などに甘さや抜かりがあったのじゃないかと感じている。今後再びこのようなことが起こらないようにしっかりと取り組んでいかないといけないと考えている。」

(西田議員)「なぜこうなってしまったのかということについて、今ひとつつまびらかにされていない面もあるように聞いている。ぜひ、この経緯を更に公表する努力をお願いします。」

この国会質問によりわれわれが始めて知ったことがかなりある。学会センターは本来必要な文部大臣(当時)の承認を得ることなく本部ビル建設のための長期借入れを行っていた。また、文科省から指導を受けていたにも係らず、平成 14 年度決算までは「公益法人会計基準」にはのっとらず、「企業会計基準」にのっとった計算を行っていた。その際、必要な引き当てが行われていなかった。本来なら退職給与引当金にしろ他の引当金にしろ、一般企業であろうがなかろうが必ず行っておくべきものである。しかし、平成 14 年度決算まではそのような引当金を行わずに放置し、その結果として経営が破綻していることを隠すことができていた、ということなのだろう。

実は、学会センターの平成 15 年度決算での収支決算書をみても、上述したような学会センターの体質が見て取れる。たとえば、平成 15 年度予算では、長期借入金返済支出も短期借入金返済支出もゼロで計上されている。しかし、決算では長期・短期ともに 4 千万円ずつ支出している。長期借入金があるのならその返済を行うのはあたりまえのことだと思うのだが、それが予算には入っていない。常識的には不可解である。しかし、この借入金は文部大臣の承認を得ずに行われたものだという。そのため、決算にそれを返済していることを記載できなかったのだろうか。「記載してしまうと文科省に対してまずい」という配慮でもしたのだろうか。それとも、単に「記載すると破綻がばれる」という発想だったのだ

ろうか。いずれにせよ、平成 14 年度決算から平成 15 年度予算のころまでは、いい加減な決算処理がまかりとおっていたことだけは間違いないようである。

その一方で、前述した大阪事務所元職員の話によれば、元常務理事や元専務理事は文部省（当時）に出向き、本部ビルを建てることについてもお伺いを立てている、という。ならば、文部省からは「長期借入れには文部大臣の承認が必要」という指導だってあるのが当然だと思う。それなのに「承認手続きを経ていなかった」というのはいったいなぜなのだろうか。まさか文部省から「承認なしにやってもかまわない」などという指示があったはずはないだろう。本部ビル建設当時の運営に、非常にいかがわしいにおいを感じてしまう。

2004 年度には財団法人が 2 法人破産している。もちろんその一つが学会センターであり、いま一つは外務省所管の財団法人・国際教育情報センターである。2005 年 6 月 7 日に行われた参議院決算委員会での「平成 15 年度決算審査措置要求決議」の中で、この 2 法人の破産に関連した要求決議がなされた。このうち、学会センターに関する部分をここに引用する。

「(外務省管轄の財団法人国際教育情報センターに関する部分は省略)

文部科学省所管の財団法人日本学会事務センターにおいては、財務状況が長年にわたって徐々に悪化して債務超過に陥り、平成 16 年 8 月、破産宣告を受けた。同センターが文部科学省に提出した報告書では、財務状況悪化の原因として、長期借入金で取得した同センターの本部ビルに関し、その償還が適切に行われなかったことや、同センターが設立した株式会社に対する貸付金が回収困難に陥った上、同センターによる債権回収の努力もなかったことなどを挙げている。また、同センターは、文部科学大臣の承認手続きを経ずに長期借入れを行い、その返済について学会からの預り金を無断流用した上、当該事実について平成 14 年度まで財務書類に計上していなかった。このような不適切な財務運営に一部の役員のみが関与し、長期間にわたり他の理事や監事によるチェック機能が働いていなかった上、文部科学省が同センターから報告をうけるまで財務状況の問題点を認識していなかったことは、ゆゆしき問題である。

外務省および文部科学省は、それぞれが所管する財団法人国際教育情報センター、財団法人日本学会事務センターの破産について、なぜ破産に至ったのか、どのような指導、監督が行われてきたのか等について、主務官庁として詳細な報告をすべきである。また、所管するすべての公益法人の財務状況を精査して問題点を整理し、その上で監査体制を見直すなど指導監督の強化徹底を図り、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。」

文部科学省がどのような調査結果を参議院決算委員会に報告するのか、いまはその状況を見守っている。

20. 学会センターの規則から

前述したように、2005年6月には元理事長らとの和解が成立した。財団法人の破産などという前代未聞の事態に直面したわれわれとしては、その経緯をできるだけ詳細に解明し、その記録を後世に残したいと考えた。そこで、本稿の草稿が完成した段階でその写しを元理事長の光岡先生にお送りし、修正すべき点などのご指摘をいただくことにした。

数日後に光岡先生から私宛にお電話をいただいた。そして、さまざまなお話を伺うと共に、「私の手元にある資料の写しをそちらにすべてお送りする。破産直後に私が私の代理人弁護士に宛てて提出したレポート等も同封する。それらには、この草稿には書かれていないなまなましい事実が記録されている。ぜひともそれをこの原稿に加えてほしい。そして、それを含めて後世に残してほしい」と依頼された。

そこで、光岡先生からお送りいただいた資料を元に、新たに判明した事柄をここ以降に記すこととする。光岡先生からの資料やお話しによれば、元専務理事や常務理事がいかに理事会や理事長をないがしろにした運営をしていたのかがよくわかる。そのことをはっきりさせるためにも、ここに学会センターの規則（公益法人なので「寄付行為」）のうち、会計にかかわる部分を引用しておく。

財団法人日本学会事務センター 寄付行為 第3章 資産および会計

（資産の構成）

第5条 センターの資産は、次の各号によって構成される。

1. 設立当初寄付された財産
2. 設立後寄付された財産
3. 前2号の財産から生ずる収入
4. 事業に伴う収入
5. 補助金
6. その他の収入

（資産の種別）

第6条 センターの資産をわけて、基本財産および運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

1. 前条第1号に規定する財産のうち基本財産の部に記載する財産
2. 基本財産として指定して寄付された財産
3. 理事会において基本財産に繰入れることを議決した財産

3 基本財産は処分することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を得て処分することができる。

4 運用財産は、第2項で規定された基本財産の元本以外の財産および諸収入とする。
(経費の支弁)

第7条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(資産の管理)

第8条 センターの資産は、理事長がこれを管理し、その方法は理事会の議決による。

2 基本財産のうち現金は、確実な銀行預金に入れるか又は投資証券・信託・国公債・
確実な有価証券にかえて保管するものとする。

(事業計画および収支予算)

第9条 センターの事業計画及びこれに伴う収支予算は、年度開始前に、理事長が編
成し、理事会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業
計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(収支決算)

第10条 センターの決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告及
び正味財産増減計算書とともに、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて、
年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 センターの収支計算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部も
しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第11条 センターが借入れをしようとするときは、その事業年度の収入を持って
償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、
文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第12条 第6条第3項ただし書および前条の規定に該当する場合並びに収支予算で
定めるものを除くほか、センターが新たな義務の負担又は権利の放棄のうち
重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(特別会計)

第13条 センターは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第14条 センターの事業年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条第4項にあるように、学会センターの諸収入は学会センターの「運用資産」と位
置づけられる。したがって、学会からの預り金を学会センター名義の口座で管理する以上、
一旦は学会センターの収入として処理される。したがって、学会センターは預り金を流用
して運用しても良い、とも解釈できる。一方で、長期借入れを行おうとする場合には文
部科学大臣の承認が必要であることは第11条に明記されている。前章国会答弁にあった
ように「文部科学大臣の承認を得ずに長期借入れを行った」のであるから、完全な「寄

付行為違反」である。

2 1. 学会センターで行われていた長期借入れ等の実態

では、平成3年に本部ビルを建設するために10億円の長期借入れを行ったとき、理事会ではどのような議論がなされたのであろうか。光岡先生はこの当時、すでに学会センターの理事に就任されていた。その光岡先生によると「長期借入れを行うことについて理事会には諮られていなかったと思う」と言う。他の理事に伺っても「そんな借金があったとは知らなかった」と言う。文部省の承認も得ていないのは前述したとおりである。しかし、実際の借入れの手続きは当時の専務理事らによってなされており、実際に融資も受けている。当時の専務理事や常務理事が理事会の了承を得ずに独断で長期借入れを行ったことはまず間違いないだろう。

それどころか、第6章で述べた「1993年以降に学会センターが持つ1億円以上の長期貸付金」についても理事会には諮られていない。理事長への報告もなかったと光岡先生は言う。ユーティリティーセンターに対する3億円の融資にしても同様である。このような貸付は学会センターの本来の事業ではないのだから、本来の収支予算に計上されるようなものではなく、当然理事会の承認を得る必要がある。しかし、それが諮られていないのだから、これまた当時の専務理事らの独断で行われたことがわかる。

この事情がわかると、平成15年度予算で長期借入金に対する返済が計上されていなかった理由も歴然である。もしこれを計上すれば、理事会および文科省に「長期借入金がある」ことが直ちにばれてしまうからである。しかし、破産管財人は「粉飾等は見当たらない」という。破産管財人によると「特別会計の貸借対照表には長期借入金の金額がきちんと記載されており、その数字に誤りはない」のだという。つまり、たとえ予算や決算に長期借入金に対する返済金額が計上されていなくても、貸借対照表上ではきちんと計算された金額が記載されていた、ということなのだろう。会計処理にある程度精通した人間がこれらの資料を点検すればきっと気付いたのだと思う。しかし、一般の非常勤理事たちがそのようなことに気付くことはなかったようである。それを良いことにして、元専務理事らは理事会に対して「健全に運営されている」と言い張っていた、という図式が見えてくる。

では、学会センターの実際の運営はどのようになっていたのだろうか。光岡先生によると、設立時の専務理事だった山田氏がすべての実権をにぎっており、2004年3月まで専務理事だった今野氏は山田氏の言いなりだったという。学会センター本部ビルの建設についても、これを建設したのは山田氏が専務理事から退任した後のことであるが、実際に計画したのは山田氏だという。山田氏は専務理事退任後も学会センターの理事を務めており、1994年からは学会センターの常任顧問である。そして、今野氏は重要な判断をするときには山田氏にお伺いを立てていたという。すなわち、上述したような理事会を謀るような会計処理は、山田氏と今野氏のラインで企てられた疑いが大きいのである。ただし、特別会計の貸借対照表にはこれらがきちんと記載されていたため、粉飾決算とはなっていないの

である。

2.2. 破産直前の学会センターの動き

前述したユーティリティーセンターの当時社長だった神戸氏の横領が発覚したのが 2003 年 3 月、また轟氏の暴行傷害事件が発生したのが 2003 年 2 月である。これにより、神戸氏は同年 6 月に解雇、また轟氏も同年 9 月に常務理事職から退任している。神戸氏はその後行方が不明であるといわれている。これらの事件が引き金になり、学会センターの常勤理事をすべて入れ替える動きが活発化した。10 月には寺尾氏が着任した。そして、主に寺尾氏の手で学会センターの財務状態について調査された。

2003 年 11 月には寺尾氏が臨時理事会に「学会センターの収入が落ち込み、収益率が低下している」と報告し、また 12 月 26 日の経営会議で寺尾氏は経営状態が危機的であること、また学会からの預り金に依存した体質であることなどを報告している。このとき、本来なら公益法人会計基準にのっとった会計処理をしなくてはならないのに学会センターではこれまで企業会計基準による処理がなされていたこと、預り金が相当額流用されておりしかもそれは学会の了解を得ていないものであることも指摘している。すなわち、学会センターの経営陣は理事長を含めて 2003 年 12 月にはその経営が危機的であることを完全に認識していたことになる。

2004 年 2 月 5 日に開催された経営会議および 2 月 23 日の経営会議では、寺尾氏より「支払い資金が枯渇し、資金繰りに苦慮している」「平成 16 年度（2004 年度）予算では収入が約 2 億円減の大幅減になる」「平成 15 年度は営業収支で赤字決算となり、これで 4 年連続赤字決算である」「学会からの預り金から相当額の流用がある」「財務状況は危機的である」ことが報告された。なお、この席上で「財務状況についての開示を余儀なくされた（ただし、どこに開示したかは未報告）ことも報告された。このときより、学会センターは具体的な再建計画を立てるようになったのである。

これらのことが理事会に報告されたのは 2004 年 3 月 22 日である。寺尾氏より「預り金の相当額が流用されており、これは不正行為にあたる」ことが報告されている。そしてこの理事会で今野氏と原氏は常勤理事から解任され、寺尾氏が専務理事に、また山口氏が常務理事に選任された。

このころより学会センターは報道各社の報道に対する対処を取り始めている。2004 年 3 月 3 日の朝日新聞夕刊で「ユーティリティーセンター前社長の 5700 万円着服」が報じられ、その翌日の対応について山口氏から光岡先生らに宛てたファックスには「毎日新聞、TBS テレビ、NHK などから電話による問い合わせがあった」「読売新聞はすでに過去数年の財務諸表を入手しており、近日中に学会センター財務の本質を突く記事を掲載することが予想される」との記載がある。また朝日新聞の報道が契機となり、委託打ち切りを申し出る学会も出ている。そのうち、5 月 20 日には読売新聞の取材を受けており、読売新聞の記者は「学会預かり金 16 億円に対する流動資産がないことをどう考えているのか」「学会預かり金に

見合う流動資産がないのは、学会預かり金を流用していることにならないか」「学会預かり金の中には学会センターの委託費あるいは経費になるものが含まれていることは理解できるが、それらと学会のお金とは分けて経理すべきではないか」などの質問をしている。これに対して学会センターは「学会預かり金に見合う流動資産がないことは適当ではない面があるが、固定資産を含めてバランスは取れている」「学会預かり金はセンターの財務に入っているものである」「(委託費部分との分離会計をしていないことに対して) 設立時よりこの会計処理方式を行っている。良い面もあるが、この方式が最良というわけではないと考えている」などと回答している。

6月25日には理事会が開かれ、ここで学会センターは破産寸前であることが報告された。そして、「決算方式を公益法人会計基準により作成したところ、2003年度末までに約7.1億円の累積赤字があることが判明した」「長期借入金返済の支出が見落とされていた」ことなどが報告されている。この段階で、学会センターの理事たちは学会センターの経営が立ち行かなくなっている現実を知らされたわけである。

7月3日には学会センターの「学会預かり金流用」等に関する記事が読売新聞に掲載された。そしてこれを契機に学会センターは関係学会に説明会を開催しなくてはならないことになり、7月10日と7月13日に東京で、また7月11日には大阪で説明会を開催した。この席上で「再建案」が示されたが、学会側はこれに対して反発し、再建計画は白紙撤回しなくてはならなくなったことは前述した通りである。

そして、8月6日には民事再生法適用申請をし、8月9日にはこれが棄却され破産宣告を受けている。説明会から破産宣告までの間、次のようなことがあった。7月中ごろには完全に経営に行き詰まり、寺尾氏は光岡先生に「いますぐ10億の金を用意しなくてはならない。そのために理事会を開催してほしい」との要望をしたという。どうやら、理事たちに資金を工面してもらおうとしたようである。7月20日には臨時理事会が開催されたが、どの理事もこれに応えることができなかった。ここで光岡理事長は、治療中の病気が悪化していたので、診断書を添えて辞表を提出した。しかしこれが承認されたかどうかは不明である。また、7月23日付けで関係学会に流された文書では「資金を出してくれるところが見つかりそうである」とあった。きつとなにか資金繰りの当てがこのときにはあったのだろうが、その交渉がその後に完全に行き詰まり、にっちもさっちもいなくなっていたのであろう。そう考えると、8月には「民事再生法適用申請」ではなく「破産の申し立て」をするのが適当だったように思える。これについて光岡先生に伺うと「寺尾氏は春には『民事再生法適用申請もやむなし』という考えであり、そのことも話していた。その手前、破産申し立てはできなかったのでしょうか」とのことであった。

23. 光岡先生の心境

光岡先生の元に2005年5月と6月に山田氏より妙な申し入れがあった。光岡先生は学会出版センターから先生の監修した本を発行している。それに関連して5月に「光岡先生の

監修している本を売って欲しい。在庫を吐き出したい」と山田氏が申し入れてきた。在庫を吐き出して現金化したかったらしい。しかし、光岡先生の関係する学会のメンバーが先生をプロテクトし、山田氏には会わせなかった。その後、6月になって山田氏は「先生の名前で借りている金があるから、その返済を手伝ってほしい」と言い出した。もし学会センター理事長名で学会センターが借りた金だとしたなら、このタイミングではすでに破産処理が終了しているはずであり、まだ未処理の借金が残っているはずもない。しかし、このようなわけのわからない要求を、光岡先生の自宅にまで来て行っていったという。さらには文書で「先生の名義で借りた借金が1500万円ある。これを13回に分けて支払ってほしい。先生名義なのだから、先生には返済の義務がある」と申し入れてきた。光岡先生は「そのような要求をするのなら、その旨の裁判をおこしてほしい」と要求したところ、このような変な申し入れは止まった、という。

もし本当に光岡先生の知らないうちに先生名義の借金をしたのなら、それだけで犯罪であろう。それとも、ていのいい芝居だったのだろうか？ いずれにせよ、非常にダーティなことである。

光岡先生は学会センターの体質について次のように振り返っている。

- ・ 「親方日の丸」の意識であった。
- ・ ただし、国からの補助はまったくない。
- ・ 当事者意識に欠けるが、給料は良い。
- ・ 学会に対するサービスは悪い。
- ・ 限度を知らなかった。それなのに次々と委託学会を増やしていった。
- ・ 会員名簿の管理をコンピュータで行っていたのは良かった。
- ・ しかし、電子出版までできる力量はないのに多額の金を投資した。
- ・ 理事長・非常勤理事の意見を伺うことは少なかった。
- ・ 最終的には、職員と非常勤理事に責任をかぶせた。
- ・ 資本金が2000万円しかなかったのに借金してビルを立て、かつ多くの学会受託事業を行ったことが誤りである。
- ・ このような事業では、社長に相当する理事長は有給でかつ経営のわかるものが責任を持ってあたるべきである。しかし実態は、理事長は無給の非常勤であり、有給の専務理事や常務理事がやりたい放題であった。理事会に諮ることなく実施していたことが多すぎた。
- ・ チェック機能がまったくなかった。公認会計士や文科省によるチェックもあったが、気付いたときには手遅れだった。

そのうえで、一学徒であった先生が無給かつ非常勤でありながら学会センターの理事長職を引き受けたこと自体が大きな誤りであった、と反省している。また最終的には光岡先生と木田元会長の2人で5000万円もの資金を提供して学会との和解に進んだことには「学会の活動を正常化させるのにもっとも早い道をとったかった」と言っている。ご自身も学

会活動を活発に行っていた、研究者らしい視点だと思う。その一方で「文科省の指示で破産にむけた処理がなされたのではないだろうか。元理事長と元会長に責任を負わせて」との疑念も持っておられるのである。

また、光岡先生から提供された資料を見ると、学会センターの常勤理事とその周辺で「どろどろとした人間関係」が作られていたことがわかる。たとえば東京の本郷のビルに新たな事務所を開設したとき、その内部の造作にはかなり豪華で、かなりの資金を要したという。これを計画したのはX氏だというが、それに対しY常勤理事は「こんなことをやったらZ常勤理事は反対するだろう」と進言した。するとX氏は「Zのセクハラのことをつかんでいるから黙らせる」と言っていた、と言う。また、X氏はY常勤理事の動向を探るため、Y常勤理事からのファックスが多く入る事務所に自分のスパイとなる人間を勤務させていた、という。学問の発展に供すべき組織での人間関係を知ると、いかに学会センターの経営陣が腐っていたかがよくわかる。

24. おわりに

学会センターの破産処理は終了し、多くの学会と元理事長らとの和解も成立した。監督官庁である文部科学省も参議院に調査結果を報告しなくてはならない。そしてその結果が出ることにより、われわれが行ってきた活動も終息を迎えることになる。

学会センターが破産したあと、学会事務を代行する会社が多く出現した。学会センター自身およびユーティリティーセンターの事業はメディ・イシューなる会社が引き継いだ。その意味では、学会センターの破産により学会事務委託の民営化が促進されたことになる。それらの会社では、納入された学会会費の取り扱いについてはかなり慎重になっており、学会センターが学会からの預り金を流用するような事態は引き起こされにくくなってきたのだろう。

学会センター破産に関連し、新聞紙上などでは「学会側も学会センターの経営状況をチェックしておく責務がある。学会も責任を免れない。」という趣旨の意見が結構見られた。もとより、各学会の役員は自分の学会会員に対し、その学会活動を円滑に行えるようにする責務を負っている。そして、学会センターの経営破綻を見抜けなかった道義的責任は当然あるだろう。しかし、学会センターの場合にしても、その決算書類を見ることができたのは理事および監督官庁であり、ユーザーである学会にはそのような情報は一切ない。新たに設立された多くの学会事務代行会社にしても、その役員や株主になら決算書類等を提示することはあるだろうが、一介のユーザーたる学会はそれをどこで手に入ればよいのだろうか。また、もし手に入れたからといって、それに関連して発言するチャンスなどあるのだろうか。

学会センターを利用していた学会は、どこもかなり大きな経済的損害を被った。それと同時に、このような危機管理を考えた学会運営とはいかなるものであるべきか、それぞれが学んだと思う。「お金を含めて事務を丸投げする」という恐ろしいことを行うことに

対し、きっと日本の学会は慎重になることと思う。

破産被害連絡協議会を立ち上げたとき、幹事たちでよく話していたことの中に次の 2 つがある。1つ目は「研究者であるわれわれが直面している事態の事実が解明できないとしたら、研究者としての面目が立たない。研究者の仕事は事実を解明し、真実を追究することだ。だから、この破産問題の事実解明はなんとしてでもしなくてはならないのだ」というものである。もう1つは「研究者が仕事にけりをつけるとき、解明した事実を後世につたえるべく、なんらかの印刷物等を残す。だから、この破産問題にしても、このようなことが二度とおきないようにするためにも、我々が知り得たことがらを後世に伝えなくてはならない。」本稿を書いているとき、この2つの言葉が恒に心に浮かんでいた。

表1. 学会センターの預金等総額と学会預り金額の比較 (単位:百万円)

	長期定期預金	現金および預金	預金合計	預り金合計	不足額
1988年3月	193	181	374	384	10
1989年3月	140	307	447	397	-50
1990年3月	140	298	438	421	-17
1991年3月	100	529	629	528	-101
1992年3月	20	477	497	713	216
1993年3月	45	237	282	715	433
1994年3月	20	255	275	813	538
1995年3月	45	312	357	861	504
1996年3月	0	261	261	803	542
1997年3月	0	358	358	877	519
1998年3月	0	296	296	803	507
1999年3月	24	520	544	1001	457
2000年3月	24	505	529	1108	579
2001年3月	24	556	580	1236	656
2002年3月	24	617	641	1392	751
2003年3月	24	717	741	1673	932
2004年3月	24	719	743	1641	898
2004年4月	24	859	883	2071	1188
2004年5月	24	876	900	2031	1131
2004年6月	24	667	691	1833	1142

表2. 学会センターの借入金および貸付金の推移 (単位:百万円)

	短期借入金	長期借入金	長期貸付金	短期貸付金
1988年3月	5	59	9	2
1989年3月	9	63	7	2
1990年3月	0	83	6	2
1991年3月	0	954	3	1
1992年3月	0	1051	74	2
1993年3月	30	984	101	1
1994年3月	26	976	137	0
1995年3月	48	963	151	1
1996年3月	99	846	158	5
1997年3月	63	800	136	5
1998年3月	63	760	139	5
1999年3月	63	720	132	2
2000年3月	63	680	116	1
2001年3月	102	640	135	1
2002年3月	80	600	135	10
2003年3月	20	560	152	10
2004年3月	0	520	145	10
2004年4月	0	480	148	10
2004年5月	0	480	145	10
2004年6月	0	480	145	10

表3. 借入金減少額と貸付金増加額の合計と学会預り金に対する不足額年間増加額の比較
(単位:百万円)

	借入金減少額	貸付金増加額	小計	不足額の増加
1988年3月-1989年3月	-8	-2	-10	-60
1989年3月-1990年3月	-11	-1	-12	33
1990年3月-1991年3月	-871	-4	-875	-84
1991年3月-1992年3月	-97	72	-25	317
1992年3月-1993年3月	37	26	63	217
1993年3月-1994年3月	12	35	47	105
1994年3月-1995年3月	-9	15	6	-34
1995年3月-1996年3月	66	11	77	38
1996年3月-1997年3月	82	-22	60	-23
1997年3月-1998年3月	40	3	43	-12
1998年3月-1999年3月	40	-10	30	-50
1999年3月-2000年3月	40	-17	23	122
2000年3月-2001年3月	1	19	20	77
2001年3月-2002年3月	62	9	71	95
2002年3月-2003年3月	100	17	117	181
2003年3月-2004年3月	60	-7	53	-34

資 料

財団法人日本学会事務センターに対する刑事告訴の件

平成17年3月1日

弁護士 西 山 彬

第1 刑事告訴について

- 1 刑事告訴は民事裁判の提訴とは異なり、被害者において自然人(生きている人間)に対しての刑事処罰を求めるもので、誰(被告訴人)をどのような容疑(告訴事実)で告訴するのかを確定した上、司法警察員(所轄の警察署長)あるいは検察官(検察庁)などの捜査機関に告訴状を提出することになるが、あくまでも捜査の端緒に過ぎない。

(問題点)

(1) 被告訴人(被疑者)の特定

- ① 財団法人である日本学会事務センター自体を刑事訴追することはできない。
- ② したがって、歴代の理事長、専務、常務理事、会計担当者ら個人について、個別あるいは共犯として、その刑事責任を追及することになるが、それぞれの職務権限を設立以降の時系列で特定して不正事実との関連性を明らかにする必要がある。

(2) 被害者の特定

- ① 被害者は各学会か、あるいは各学会に所属する個々の会員かを確定する必要がある。
- ② 会費が個々の会員から日本学会事務センターの口座に直接振り込まれている以上、その用途が必要経費等を差し引いて学会独自の活動費として学会宛てに送金されるものであったにせよ、個々の会員からの預り金であると考えられる余地がある。

→ そうだとすれば、個々の会員が被害者(告訴人)となるものと思われる。

そして、各学会からの預かり金とするには、各学会の規約を検討する必要がある(日本学会事務センターの口座に振り込まれた時点で、各学会が学会のために独自で使用できる資金に転化したとの解釈が成り立つか)。

- 2 そのため、本件では、まず、日本学会事務センター設立以降の経緯を検討して刑法等の刑罰法規に抵触するものと思われる不正事実を特定し、それについて誰と誰に対して刑事責任を問うるのかを特定することになる。

第2 これまでに判明した事案の経緯

- 1 平成16年7月10日付の日本学会事務センター理事長光岡知足作成の「当センターの財務状況についてのお詫びと再建へのご協力をお願い」と題する書面について

(問題点)

- ① 平成15年3月に管理体制や運営方法の抜本的な見直しをした中で明らかとなったとする「赤字補填に多額の学会預かり金を充てていた実態」とは、具体的にどのような実態か
→ 預かり金の不正流用であったことを認めた以上、当然のこととして業務上横領罪の成否が問題となると思われる(いつ、誰の発案で不正流用し始めたのか)。
 - ② その原因であるとする「事業拡大を続ける中で原価意識を軽んじ、採算性の追求を怠った経営を長年に亘って繰り返してきた」とは、具体的にどのような内容であるのか
→ それには誰らが関与し、その経営責任を負うべきなのか
 - ③ 「財務の悪化を早期に理事会などで緊急の課題としてこなかった経営陣の姿勢」とは、誰と誰のどのような怠慢行為を指すのか
→ 漫然と放置したことは、任務に違背する行為ではないのか
- 2 これらの経緯からして破産に至った最大の原因は、平成3年に自社ビルを金融機関から約3億円の融資を得て建設した際、その後の毎年約4,000万円の返済資金調達の見通しを誤ったことにあると思われる。
本来であれば、日本学会事務センターの毎年の経営上の利益の中から、その都度、返済資金約4,000万円を捻出すべきであったが、返済計画の甘さやバブルの崩壊などの外部的な要因もあって、それが困難となり、結局は、各学会の個々の会員からの預り金の中から毎年の返済資金を不正に流用していたことにある。
★ 平成16年7月10日付の「日本学会事務センターの財務状況と再建への取り組み」と題する書面の3「財務内容の事実」には、「赤字は平成3年度から継続している」と自認している。
→ そもそも自社ビルの建設自体に無理があったものと思われ、誰が赤字経営の中で杜撰な返済計画を立案したのか、また、理事会で承認された経緯を解明する必要がある。
- 3 しかも、当時から個々の会員からの預り金を、全て日本学会事務センター

名義の口座で一括管理していたため、返済資金についても事務運営資金と区別することなく、漫然と同口座から支払われるなど、極めて杜撰な処理をしていたことが認められる。

→ 誰の発案か

★ なお、毎年4,000万円の返済については、平成15年度の決算に至って、初めて計上しているが不可解である。

4 この点については平成16年11月29日に東京地裁で開催された第一回債権者集会において、破産管財人の常置代理人である蓑毛良和弁護士において

① 平成3年に駒込のビルを建設するまでは、各学会あるいは個々の会員からの預かり金が日本学会事務センターの預金よりも上回っていた（但し、両者が混在した口座で管理されていた）が、同4年ないし同5年ころから預かり金が計算上不足していた。

② これは、ビルの建設に金融機関から10億円の融資を受けたものの、建設には約11億円（土地代金7億7,000万円、建物3億3,800万円）を要したためと思料され、当初の時点で既に約1億円分の預かり金に手を付けて流用していたことになる。

★ 土地代については不明で、毎年4,000万円の返済は建設資金3億円の借入れの返済ではなかったのか？

③ 平成3年ないし同4年ころ営業上のキャッシュフローがマイナスになったが、借金の返済、事務所の引越、ユーティリティーセンターへの1億3,800万円余の貸付けなどから、更に現金が流出した。

④ この間、日本学会事務センターの営業活動の収支自体は概ねトントンであったが、最終的にはビル建設時の不足額1億円、銀行への返済に充当した5億2,000万円（年額4,000万円×13年）、ユーティリティーセンターへの貸付金2億9,000万円、大阪・本郷事務所開設等に伴う投資が2億9,000万円で合計11億5,000円が預かり金から不正に流用された。

との発言がなされている。

第3 想定しうる犯罪事実

1 犯罪の成立には、客観的な事実（金員の流れ）とそれを認識した上での主観的意図（故意の存在）の両面が必要条件である。

本件の客観的な資金の出入りについては、裁判所から選任された公的な立場である破産管財人が専門の会計士らと連携して、長期間に亘り多額の費用

を掛けて膨大な資料を調査したものと思われるので、それを踏まえて、専ら主観的な側面を検討する。

★ 仮に、本職らが再調査する場合にも公認会計士あるいは税理士と連携することになるが、数字の上で破産管財人の調査結果と異なる結論となる可能性は乏しいものと思われる（なお、1,000万円近い多額の再調査費用を誰が負担するのかという現実の問題がある）。

2 業務上横領罪

- ① 金員（個々の会員あるいは各学会にせよ）は、日本学会事務センターが保管中の財物(預かり金)である
- ② その目的が業務上自己(日本学会事務センター及び理事ら)占有しているものである
- ③ 占有者（理事ら）がそれを横領する
 - ア 純然たる個人的用途への支出の場合
自己の遊興費，自宅・別荘の建設費，物品の購入，妾の生活費等
 - イ 日本学会事務センター資金としてプールされた資金の使途
接待交際費，役員の機密費，政治献金等の場合
それらが，学会事務センターの規模，経営実績などの諸事情からして合理的な範囲内であれば許容されるが，法外な金額であって，その支出が学会事務センターの資金計画や事業計画に支障を来したり，財産を危うくするような放漫な支出である場合は，業務上横領罪もしくは背任罪が成立する余地がある。

3 背任罪

- ① 理事らの任務に違背する行為
抽象的には日本学会事務センターとの信頼関係を破壊する行為であるが，具体的には，その理事らの担当職務内容との関係で個別的に決せられる。
→ 例えば，杜撰な返済計画に基づいて融資を受けた場合は，早晚，返済不能になり，日本学会事務センターの存亡に拘る可能性がある。
他方，将来，回収困難なことを予測しながら融資をした場合も同様である。
- ② 日本学会事務センターに財産上の損害を加えたこと
財産上の価値を減少することで，実害発生の危険が生じることをもって足り，実害の発生を要しない。
→ 例えば，回収不能になるような貸付をするのはそれ自体が経済的

に実害発生危険を生ぜしめることになり、財産上の損害を加えたことになる。

- ③ 図利加害目的（自己または第三者の利益を図る目的・日本学会事務センターを害する目的）

財産上の損害だけでなく、自己保身、面目の維持、上司に対する怨恨による会社の信用の毀損等身分上・精神上的利益や損害でもよい。

→ 本件の場合、担当理事らの自己保身(問題の発生を知悉しながら、自己の在任中には解決せずに、後任者に先送りして責任を回避する意図)はなかったのか

第4 立証上の問題点

- 1 平成3年に自社ビルを金融機関から約3億円の融資を得て建設した際、その後の毎年約4,000万円の返済資金調達の見通しを誤ったこと

- ① 実際に被告訴人（被疑者）となりうるのは、自社ビル建設計画に携わったと思われる山田元専務理事、今野元専務理事、原元常務理事、轟元常務理事の4名であると目されるが、当時の議事録等によって、その役割りが具体的に特定できるか

また、共犯責任の前提となる共謀内容の解明ができるか

- ② いかなる経緯でビルを建設したのか、理事会の承認及び監督官庁の了解はあったのか

- ③ 具体的な返済計画の内容如何

- 2 仮に、上記の理事らに個人的な利得（使途不明金）の存在があれば、如何なる犯罪であっても立証が容易である（捜査上は、これが最大のポイントとなる）。

私腹を肥やす（使い込み、リベートの存在）

→ 破産管財人の調査では、歴代の理事らの個人的な利得は発見できなかった模様である。

- 3 但し、後記の時効完成の問題が壁になっている。

第5 破産管財人との協議の必要性

- 1 刑事告訴の可否を検討するには、裁判所から選任された破産管財人の協力が不可欠である。

- 2 すなわち、破産に至った経緯について公権力をもって調査して証拠を収集し、更に、被告訴人の候補者らからの事情聴取をなし得るのは、破産管財人

に限定される。

その上、刑事告訴あるいは告発をするには、破産管財人において裁判所の許可を得て(担当裁判官が前もって証拠を検討して許可する)刑事告訴・告発をするので、捜査機関も、裁判所から捜査の指示があったものと理解して鋭意捜査に着手する傾向にある。

- 3 他方、本職ら部外者が刑事告訴等の可否を検討するには、まずは破産管財人からこれまでに収集した証拠の写しを借用するとともに、理事ら関係者の言い分、弁解については破産管財人の事情聴取の結果の情報提供を受けるだけであって、直ちに証拠化することは困難であり、結局は破産管財人の協力なくしては不可能である。

★ 本職らは強制力を持っておらず、証拠の収集や関係者からの事情聴取は事実上できず、最後まで破産管財人の情報に頼らざるをえない。

- 4 本件の場合、破産管財人は刑事告訴には遺憾ながら消極的であり、今後、情報提供などの調査の協力が得られるか疑問である。

その最大の原因は、公訴時効と費用対効果(莫大な調査費用を掛けても、初期の目的を達成することが困難である)の問題であると思料される。

- 5 なお、先般、破産管財人においても警視庁本部捜査2課聴訴係(警視庁管内の知能犯事件・経済事件の窓口)に相談したところ、既に同係担当者においても新聞の切り抜き等の関係資料を収集するなど興味を示したが、結局、平成3年ないし4年当時の経営実態に帰着するとのことで、如何なる犯罪事実を構成し得たとしても公訴時効が成立しており、立件は不可能であるとの結論に達したとのことであった。

第6 時効の壁を打破できるか

- 1 本件を刑事告訴する場合の最大の難点は、上記の理事4名らに対して如何なる告訴事実を構成するにしても、結局は、公訴時効が完成しているのではないかという疑問である。

公訴時効とは、一定の期間を経過した事実上の状態を尊重する制度で、その存在理由としては、

- ① 犯罪発生後かなりの年月が経過することに伴い、犯罪の社会的影響の微弱化等により可罰性が減少する。
- ② 証拠の散逸により適正な裁判の実現が困難になる。
- ③ 犯人をいつまでも不安定な状態に置くべきではないという法的安定

性の要請。

④ 捜査機関及び裁判所の負担の軽減を図る。

などが上げられる。

そして、法的性格の本質は、「未確定の実体的な刑罰権を消滅させる」ものである。

2 したがって、平成3年ないし同4年の事象が起点となる以上、既に時効が成立しているものと思われる。

	法定刑(刑法)	公訴時効(刑訴法250条)
業務上横領罪	懲役10年以下(253条)	7年
背任罪	懲役5年以下(247条)	5年

3 そこで、今後、刑事告訴を検討するためには平成15年ころから同16年8月の破産申立ての直近までの不正事実(横領、背任等)を解明できるかに尽きる。

→ 捜査を継続しているうちに年月が経過し、更に時効が完成する虞れあるいは捜査実務(証拠の散逸、人間の記憶の確かさ)として、数年前まで遡るのが限界であると思われる。

第7 結論

以上のように、現時点では時効の壁を打破するのは困難であって、刑事告訴する材料(証拠)が乏しいものと思われる。

財 産 目 録

(宣告日:平成16年8月17日)

平成16年(フ)第15950号
破産者 財団法人日本学会事務センター
破産管財人 竹 村 葉 子

【資産の部】

番号	科 目	破産日簿価	評価額	財団組入額 (10月31日現在)	備 考	残務
1	現金	5,278,795	5,278,795	5,278,795		
	引継金	5,278,795	5,278,795	5,278,795	財団組入/学会預かり3,943,227円含む	
2	預金(破産宣告時)	403,647,159	253,191,062	253,191,062	学会預かり46,266,226円含む	
	三井住友銀行上野支店 普通(1)	9,980,973	2,414,471	2,414,471	相殺後、財団組入	
	三井住友銀行上野支店 普通(2)	30,074,337	11,490,000	11,490,000	相殺後、財団組入	
	三井住友銀行上野支店 普通(3)	4,346,523	1,266,030	1,266,030	相殺後、財団組入	
	三井住友銀行上野支店 普通(4)	612,504	15	15	相殺後、財団組入	
	三井住友銀行上野支店 定期	50,000,000	0	0	相殺	
	三井住友銀行上野支店 定期	15,000,000	0	0	相殺	
	東京三菱銀行春日町支店 普通(1)	3,135,545	0	0	相殺	
	東京三菱銀行春日町支店 普通(2)	266,770	126,717	126,717	相殺後、財団組入	
	東京三菱銀行春日町支店 普通(3)	1,707,011	0	0	相殺	
	東京三菱銀行春日町支店 普通(4)	92,434	0	0	相殺	
	東京三菱銀行春日町支店 外貨	2,743	0	0	相殺	
	東京三菱銀行春日町支店 定期	45,800,860	0	0	相殺	
	東京三菱銀行春日町支店 定期	5,000,000	0	0	相殺	
	東京三菱銀行豊中支店 普通	7,387	0	0	相殺	
	みずほ銀行本郷支店 普通(1)	1,550,043	1,511,823	1,511,823	相殺後、財団組入	
	みずほ銀行本郷支店 普通(2)	207,800	0	0	宣告前に保安全管理人口座へ移管	
	UFJ銀行本郷支店	3,672,203	0	0	宣告前に保安全管理人口座へ移管	
	UFJ銀行千里中央支店 普通	12,925,762	13,086,977	13,086,977	財団組入	
	朝日信用金庫神明支店 普通	4,041	4,041	4,041	財団組入	
	朝日信用金庫神明支店 定期	20,400,000	20,400,000	20,400,000	財団組入	
	朝日信用金庫神明支店 定期	4,200,000	4,200,000	4,200,000	財団組入	
	三菱信託銀行上野支店 普通	494,298	0	0	宣告前に保安全管理人口座へ移管	
	郵便貯金	13	13	13	財団組入	
	振替貯金東京(1)	10,311,050	10,311,050	10,311,050	財団組入	
	振替貯金東京(2)	36,013,370	36,013,370	36,013,370	財団組入	
	振替貯金東京(3)	1,750,770	1,750,770	1,750,770	財団組入	
	振替貯金東京(4)	1,002,905	990,264	990,264	財団組入	
	振替貯金東京(5)	320,044	332,685	332,685	財団組入	
	振替貯金大阪(6)	1,340	1,340	1,340	財団組入	
	振替貯金東京(7)	22,000	22,000	22,000	財団組入	
	保安全管理人名義預金口座	144,744,433	149,269,496	149,269,496	財団振替	
3	売掛金	409,165,876	160,000,000	76,059,137	精査中	
	諸学会より未収入金	305,782,749			財団組入	
	編集部門売掛金	56,606,306	160,000,000	76,059,137	現在までの回収額	○
	販売部門売掛金	46,776,821				
4	貸付金	3,834,000	2,000,000	50,000		
	職員3名	3,834,000	2,000,000	50,000	財団組入	○
5	長期営業債権	296,553,692			調査中	
	(株)学会ユーティリティセンター	296,553,692			破産債権届出/貸付金・社員給与他	○
6	商品・在庫等	20,474,044	771,000	60,000		
	立替郵税(切手・葉書等)	4,635,789	771,000	60,000	財団組入/評価額は財団組入予定額	○
	商 品	15,838,255	0	0	換価価値なし	
7	仮払金	24,171,493	0	0		
	小田弁護士事務所	10,000,000	0	0	民事再生申立費用及び予納金	
	東京労働基準局	14,171,493	0	0	精算予定	○
8	立替金	3,126,102	1,241,111	1,043,093	財団組入	○
9	前渡金	1,178,600	0	0		
	(株)学会ユーティリティセンター	1,178,600	0	0	宣告前に処理済み/癒学会誌発送費	

【資産の部】

番号	科目	破産日簿価	評価額	財団組入額 (10月31日現在)	備考	残務
10	前払金	5,250,000				
	(株)デジタルコミュニケーション	5,250,000			調査中/編集開発費	○
11	未収収益	74,604,997	0	0	財団組入額は上記売掛金回収額を含む	
12	車両運搬具	47,500	0	0	換価価値なし	
13	什器及び備品	6,453,348	303,800	3,800	財団組入	○
14	不動産	1,040,465,279	291,000,000	28,510,000		
	文京区本駒込5丁目16番9の土地	770,600,000	167,100,000	28,510,000	別除権受戻し後、財団組入	
	同所5丁目16番地9、家屋番号16番9の3の建物	269,865,279	123,900,000		評価額の内、590万円は消費税	
15	建物付属設備	1,473,674	0	0	財団組入額は上記不動産売却代金を含む	
16	電話加入権	1,279,094	219,239	20,000	財団組入	○
17	出資金	50,000	50,000	50,000		
	朝日信用金庫	50,000	50,000	50,000	財団組入	
18	保証金・敷金	52,455,700	11,916,726	256,950		
	(株)学会センタービル/借電話保証金	30,000	393,000		精算後、財団組入予定	○
	(株)学会センタービル/弥生学会センタービル	1,899,100				
	日本交通(株)/タクシー券	100,000	0	0	回収不能	
	(株)ボギー/フローラビル	1,770,000	256,950	256,950	精算後、財団組入	○
	山崎歌子/山崎ビル401	7,837,200	2,992,051		精算後、財団組入予定	○
	山崎歌子/山崎ビル402		2,879,452		精算後、財団組入予定	○
	山崎歌子/山崎ビル301	-	2,297,441		精算後、財団組入予定	
	(株)朝日新聞社/千里朝日阪急ビル	4,729,200	1,548,916		精算後、財団組入予定	○
	阪急電鉄(株)/千里朝日阪急ビル	4,729,200	1,548,916		精算後、財団組入予定	○
	住友不動産(株)/本郷ビル	31,361,000			交渉中	○
19	保険積立金	20,111,253	20,653,872	20,653,872		
	日本生命保険相互会社	20,111,253	20,653,872	20,653,872	財団組入	
20	預り金(宣告日以降入金分)	-	8,451,064	7,246,739		
	学会預り	-	8,451,064	7,246,739	財団預かり/前記現預金に50,209,453円含む	○
21	譲渡代金	-	15,000,000	15,000,000	財団組入	
22	賃料	-	10,500	10,500	財団組入	
23	雑収入	-	109,587	106,970	財団組入	○
	合計	2,369,620,606	770,196,756	407,540,918		

※財団組入額の内、金58,662,892円は、学会へ返還予定
(下記今後の収入予定1,204,325円を含む)

今後の収入予定(調査中を除く)	100,165,838
-----------------	-------------

今後の収入予定の内、1,204,325円は学会へ返還予定

【負債の部】

番号	科目	届出件数	届出債権額	備考
1	一般破産債権	871件	1,718,900,531	(1)ないし(3)の合計
	学会関係 (1)	746件	1,137,923,205	
	その他一般 (2)	117件	239,652,164	
	金融機関・リース会社 (3)	8件	341,325,162	
2	優先債権	113件	338,012,174	
3	公租公課	70件	28,711,459	交付要求額(延滞金を含む)
	合計	1054件	2,085,624,164	

説明会資料

財務状況についてのお詫びと再建への協力依頼	60
平成15年度決算報告	63
平成16年度収支予算書	70
経営健全化のための再建計画	73

平成16年7月10日

財団法人日本学会事務センター

平成 16 年 7 月 10 日

学会業務を委託いただいている学会の代表者 殿

財団法人日本学会事務センター
理事長 光岡 知足

当センターの財務状況についてのお詫びと再建へのご協力をお願い

このたびは、学会会費の預り金流用についての報道では、各学会の皆様にはたいへんなご心配とご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。心からお詫び申し上げます。

昨年 3 月にセンターでは、常務理事の暴行傷害事件など 2 件の不祥事を起こしました。このことを契機に、センターは管理運営の体制や運営方法の抜本的な見直しを行ってきた中で、大幅な累積赤字と、赤字補填に多額の学会預り金を充てていた実態が明らかとなりました。現在、学会預り金是对応する流動資産が大幅に不足しております。あつてはならない事態を引き起こしてしまいましたことに重ねて深くお詫び申し上げます。

事態招来の原因は、事業拡大を続けるなかで原価意識を軽んじ、採算性の追求を怠った経営を長年にわたって繰り返してきたことにあります。また、財務の悪化を早期に理事会などで緊急の課題としてこなかった経営陣の姿勢も、今日の重大な局面の回避策を遅らせることとなってしまいました。

センターでは昨年の不祥事発生のおと経営陣を一新して諸改革に着手し、人件費をはじめ諸経費の大幅な削減を行うなどの改革に取り組んでおります。そして本年 6 月、平成 15 年度の赤字決算が理事会で承認されると同時に、「経営健全化のための再建計画」を策定し、財務改革にいっそう取り組むことといたしました。再建計画はさらに実施に向けて人員削減、経費削減に踏み込む予定であります。

再建計画は確実に実施してまいります。そのためにお願いいたしたいことがございます。それは、学会預り金はこれまでどおりセンターで管理をさせていただきたいということです。あつてはならないことですが、学会預り金が大幅に不足している現状では、学会預り金をこれまで以上に送金依頼されますと、センターの事業資金が枯渇し、業務遂行が立ち行かなくなって、学会事務を行うというセンターの役割が果たせなくなります。再建に向けてセンターを歩ませてくださりたく、どうかお願いいたします。

学会のみなさまには改めてお詫びいたしますとともに、この状態を克服するための再建への取り組みに、何卒お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

財団法人日本学会事務センターの財務状況と再建への取り組み

平成 16 年 7 月 10 日

1. 学会預り金の状況

平成 15 年度末現在の学会預り金は 16.4 億円であります。これに対応する流動資産は 11.6 億円のうち約 9 億円であり、約 7.4 億円が不足していると推計されます。学会預り金は学会会員が納入した会費のうちセンターの管理にあるものをいい、学会活動経費に充てられるものですが、センターへの業務委託料としてセンターの事業費、管理費に使用されるものと、学会独自の活動経費として学会に送金されるものがあります。今日の状況では学会に送金する預り金が不足の状態です。

2. 学会名義の預金の状況

学会預り金を経て、学会固有の資産として定期預金等を組んでいるものがあります。総額約 38 億円ありますが、これは学会名や会長名の名義となっており、学会の事務局としての立場でセンターが通帳と印鑑を保管管理しています。誤解を招く報道もありましたが、これらの定期預金等はまったく問題なく管理されております。

3. 財務内容の事実

センターは平成 15 年度において 1.4 億円の赤字決算となりました。これは、退職金など一時的に経費がかさんだものがありました。全体としてはこれまでの支出超過基調を継続したものであります。また、多額の累積赤字を抱えていることなど、資産も非常に厳しい状況であります。赤字は平成 3 年度から継続しており、資産状態についてもこれまでの引当不足を一挙に計上したため厳しい数字となっております。

4. 財務悪化の原因と責任

主要な点は、平成 2 年に学会誌等の保管発送会社設立のため共同出資をしましたが、提携会社の撤退もあり支援貸付が増大、回収も滞ったこと、また、本部ビルを長期借入金により建設しましたが、管理費等の増大により返済資金が生み出せなかったこと、さらに、大阪事務所を開設しましたが家賃等がかさみ、センター全体の収支を圧迫するなど、その後も赤字基調が続いたことなどです。

平成 14 年度決算までは、累積赤字を表示しない財務諸表がつくられてまいりました。センターがこのような財務状況に至った責任の所在を明確にするため、法的措置を講ずるための手続きを済ませました。

5. 運営管理の改革と再建に向けて

センターでは平成15年度、管理運営の体制と運営方法の抜本的な見直しに取組みました。これまでの常勤理事3人は解任、更迭して、経営財務、業務情報担当の常勤理事2人とし、理事を補佐する執行役を置くとともに、業務ごとに部長制をしき、さらに会計規程、稟議規程の整備や競争入札制、予算執行管理制の導入などを行いました。

学会預り金制度についても、例えば預り金口とセンター口の分離管理の導入など、二度とこのようなことを起こさない態勢づくりに取り組んでまいります。

組織運営においては、理事会、評議員会の構成として、企業人の参加、学会代表者の参加を考慮した改革に取り組んでまいります。

センターは平成16年6月「経営健全化のための再建計画」を立案いたしました。学会の事務局業務の受託を中核として、他はセンターと業務提携した民間に外注するなど徹底した収支の見直しを行います。また、職員は中核業務への配置に絞って人員減を図り、また建物も集中化して物件費を削減します。

再建計画は実施計画への展開のなかで更なる経費削減を図り、受託業務の効率化、高品質化を追求して、7年で再建を果たす計画であります。

6. 現状打開へのお願い

学会預り金は全体として不足の状態にあります。ここで、学会への送金が続くとどこかで枯渇が起きます。預り金が維持できなくなることは、事務センターの受託業務が維持できないこととなります。これを避けるため、センターに学会預り金を置いた状態を維持させていただきたいわけであります。センターとしては、学会事務の委託業務を実施し、学術の振興発展に寄与するという責任を果たしていきたいと考えております。

センターは、今日の財務状況を自らもたらし、信頼を裏切る事態に至らしめたことを痛切に自覚し、再建を果たすことを最大の責任と考えて取り組んでまいります。しかし、再建は私どもセンターだけで成すことはできません。学会の皆様のご理解を得なければ果たすことができません。

皆様がたのご支援、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

平成15年度決算報告

収支計算書

(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

財団法人日本学会事務センター

(一般会計)		(単位:円)		
科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	
I 収入の部				
1. 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	0	8,000	△ 8,000	
2. 寄付金収入				
寄付金収入	500,000	427,180	72,820	
3. 雑収入				
受取利息	5,000	281	4,719	
4. 特定預金取崩収入				
広報基金引当預金取崩収入	0	500,000	△ 500,000	
センター基金引当預金取崩収入	0	406,101	△ 406,101	
5. 繰入金収入				
特別会計より繰入金収入	0	2,078,559	△ 2,078,559	
当期収入合計(A)	505,000	3,420,121	△ 2,915,121	
前期繰越収支差額	△ 998,593	△ 998,493	△ 100	
収入合計(B)	△ 493,593	2,421,628	△ 2,915,221	
II 支出の部				
1. 事業費				
広報費	2,500,000	2,083,559	416,441	
2. 繰入金支出				
特別会計へ繰入金支出	0	338,069	△ 338,069	
当期支出合計(C)	2,500,000	2,421,628	78,372	
当期収支差額(A)-(C)	△ 1,995,000	998,493	△ 2,993,493	
次期繰越収支差額(B)-(C)	△ 2,993,593	0	△ 2,993,593	

正味財産増減計算書

(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

(一般会計)		(単位:円)		
科 目	金 額			
I 増加の部				
1. 資産増加額				
当期収支差額	998,493	998,493		
増加額合計			998,493	
II 減少の部				
1. 資産減少額				
広報基金引当預金取崩額	500,000			
センター基金引当預金取崩額	406,101	906,101		
減少額合計			906,101	
当期正味財産増加額			92,392	
前期繰越正味財産額			19,907,608	
期末正味財産合計額			20,000,000	

貸借対照表

(平成16年3月31日現在)

(一般会計)	(単位:円)		
科 目	金 額		
I 資産の部			
固定資産			
基本財産			
定期預金	20,000,000		
基本財産合計	20,000,000		
固定資産合計		20,000,000	
資産合計			20,000,000
II 正味財産の部			
正味財産			20,000,000
(うち基本財産)			(20,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(92,392)
正味財産合計			20,000,000

財産目録

(平成16年3月31日現在)

(一般会計)	(単位:円)	
科 目	金 額	
基本財産		
定期預金		
三井住友銀行上野支店他	20,000,000	
基本財産合計		20,000,000

収支計算書

(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

(特別会計)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 収入の部			
学会業務受託収入	330,000,000	381,559,539	△ 31,559,539
会員業務受託収入	440,000,000	448,355,971	△ 8,355,971
講演会開催収入	377,000,000	416,683,938	△ 39,683,938
資格認定業務収入	88,500,000	78,828,848	11,873,354
事業部・海外部収入	337,300,000	329,888,491	7,433,509
学会共同編集室収入	285,800,000	283,949,557	△ 18,149,557
制作業務収入	100,920,000	77,385,893	23,554,107
会場管理収入	32,780,000	29,012,493	3,747,507
情報処理業務収入	27,000,000	27,356,978	△ 358,978
共同利用事務室収入	6,450,000	4,855,600	1,594,400
電子出版事業収入	58,000,000	21,397,182	36,802,818
受取利息	3,000,000	5,359,572	△ 2,359,572
雑収入	3,700,000	4,138,015	△ 438,015
繰入金収入	0	338,069	△ 338,069
車両売却収入	0	81,280	△ 81,280
積立金取崩収入	0	15,140,887	△ 15,140,887
長期貸付金回収収入	0	42,253,805	△ 42,253,805
差入保証金戻り収入	0	8,371,041	△ 8,371,041
敷金戻り収入	0	43,307,000	△ 43,307,000
短期借入金収入	0	20,000,000	△ 20,000,000
長期預かり保証金収入	0	18,800	△ 18,800
当期収入合計	2,070,430,000	2,214,014,315	△ 143,584,315
前期繰越収支差額	△ 707,029,280	△ 706,030,787	△ 998,493
収入合計	1,363,400,720	1,507,983,528	△ 144,582,808
II 支出の部			
コンピュータ費	120,000,000	128,672,285	△ 8,672,285
会場費	69,500,000	69,473,503	26,497
雑誌・書籍仕入	228,700,000	217,195,189	11,504,811
会場管理費	66,580,000	17,202,644	49,357,356
制作業務費	17,400,000	47,857,643	△ 30,257,643
製作費	134,500,000	170,498,075	△ 35,998,075
編集費	58,000,000	26,747,048	29,252,954
電子出版事業費	40,000,000	12,419,150	27,580,850
給料	470,000,000	475,872,033	△ 5,872,033
賞与	180,000,000	181,827,087	18,372,913
通勤交通費	27,500,000	24,453,705	3,046,295
法定福利費	84,000,000	89,028,210	△ 5,028,210
福利厚生費	4,000,000	3,881,639	338,361
保険料	3,000,000	2,788,080	231,940
退職金	25,000,000	85,950,123	△ 60,950,123
雇人費	30,000,000	63,300,089	△ 33,300,089
印刷費	150,000,000	191,115,894	△ 41,115,894
保管・発送費	87,000,000	96,491,570	△ 9,491,570
消耗品費	27,800,000	34,672,544	△ 7,072,544
備品費	780,000	333,117	446,883
事務用機器具借料	8,600,000	9,136,893	△ 2,536,893
旅費・交通費	20,700,000	28,167,780	△ 5,467,780
通信費	13,000,000	21,233,457	△ 8,233,457
宣伝費	4,800,000	5,272,133	△ 472,133
会議費	2,100,000	1,838,914	261,086
交際金合費	500,000	749,887	△ 249,887
資料費	700,000	737,082	△ 37,082
管理事務費	2,000,000	10,188,892	△ 8,188,892
家賃	80,000,000	88,135,806	△ 8,135,806
光熱費	31,000,000	31,571,818	△ 571,818
修繕費	100,000	1,500	98,500
租税公課	40,000,000	40,159,500	△ 159,500
振込手数料	5,800,000	8,395,448	△ 595,448
移転費用	20,000,000	12,889,747	7,310,253
雑費	2,500,000	2,053,872	446,328
支払利息	18,500,000	17,845,355	854,645
繰入金支出	0	2,078,559	△ 2,078,559
建物附属設備購入支出	0	1,073,100	△ 1,073,100
什器及び備品購入支出	0	2,487,500	△ 2,487,500
積立金支出	0	1,287,271	△ 1,287,271
長期貸付金支出	0	35,098,504	△ 35,098,504
差入保証金支出	0	31,598,000	△ 31,598,000
敷金支出	0	8,970,759	△ 8,970,759
短期借入金返済支出	0	40,000,000	△ 40,000,000
長期借入金返済支出	0	40,000,000	△ 40,000,000
長期預かり保証金返済支出	0	2,285,000	△ 2,285,000
当期支出合計	2,069,840,000	2,357,953,703	△ 288,113,703
当期収支差額	590,000	△ 143,939,388	144,529,388
次期繰越収支差額	△ 706,439,280	△ 849,970,175	143,530,895

正味財産増減計算書

(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

(特別会計)

(単位:円)

科 目	金 額		
I 増加の部			
1 資産増加額			
建物附属設備購入額	1,083,797		
什器及び備品購入額	2,467,500		
差入保証金増加額	23,224,959	26,776,256	
2 負債減少額			
長期借入金返済額	40,000,000		
長期預り保証金減少額	2,248,200		
退職給与引当金取崩額	61,812,145		
役員退職給与引当金取崩額	5,000,000	109,060,345	
増加額合計			135,836,601
II 減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額	143,939,388		
商品減少額	16,557,788		
建物減価償却額	6,194,367		
建物附属減価償却額	645,298		
建物附属除却額	2,490,690		
車両売却額	61,260		
什器及び備品減価償却額	1,769,205		
什器及び備品除却額	228,072		
電話加入権減少額	20,000		
積立金減少額	13,853,396		
長期貸付金減少額	7,155,101		
敷金減少額	33,748,600		
長期前払費用減少額	23,483,465	250,146,630	
2 負債増加額			
貸倒引当金繰入額	249,203,000		
退職給与引当金繰入額	189,403,220		
退職給与引当金繰入額	100,000,000	538,606,220	
減少額合計			788,752,850
当期正味財産減少額			652,916,249
前期繰越正味財産額			17,601,562
期末正味財産合計額			△ 635,314,687

付記

平成15年度に引当金計上基準を見直し、新たに貸倒引当金を計上するなどの財務処理を行った。この財務状況を改革するため、さらなる財務再建に取り組み、財務の健全化を果たしていく。

貸借対照表

(平成16年3月31日現在)

(特別会計)

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	718,615,541		
売掛金	177,068,035		
未収入金	1,799,160		
商 品	14,712,967		
消耗品	976,000		
前渡金	3,000,000		
前払金	21,160,702		
立替郵便	44,827,983		
短期貸付金	10,000,000		
立替金	150,456,917		
仮払金	768,616		
未収収益	133,921,574		
貸倒引当金	△ 113,407,000		
流動資産合計		1,163,900,495	
2.固定資産			
建 物	272,446,265		
建物付属設備	1,608,718		
車両運搬具	47,500		
什器及び備品	6,863,363		
土 地	770,600,000		
電話加入権	1,279,094		
投資有価証券	50,000		
役員退職保険積立	16,577,881		
長期貸付金	144,896,988		
差入保証金	41,443,900		
敷 金	11,111,800		
長期定期預金	24,200,000		
長期前払費用	328,650		
貸倒引当金	△ 135,796,000		
固定資産合計		1,155,658,159	
資産合計			2,319,558,654
II 負債の部			
I.流動負債			
買掛金	17,444,536		
未払消費税	5,828,200		
未払金	83,565,963		
未払費用	119,293,678		
前受金	198,012,788		
仮受金	13,305,301		
誤送金	40,709		
預り金	3,830,071		
納税充当金	259,900		
賞与引当金	29,000,000		
学会預り金	1,641,007,557		
流動負債合計		2,111,588,703	
II.固定負債			
長期借入金	520,000,000		
長期預り保証金	576,800		
退職給与引当金	312,707,838		
役員退職給与引当金	10,000,000		
固定負債合計		843,284,638	
負債合計			2,954,873,341
III 正味財産の部			
正味財産			△635,314,687
(正味財産減少額)			(652,916,249)
負債及び正味財産合計			2,319,558,654

財産目録

(平成16年3月31日現在)

(特別会計)

(単位:円)

科 目	摘 要	金 額		
流動資産				
現 金	現金手許有他	5,766,758		
普通預金	三井住友/上野 他	363,907,630		
定期預金	三井住友/上野 他	95,000,860		
振替貯金	東京貯金事務センター他	253,940,293		
売掛金	定期雑誌購読料他	177,068,035		
未収入金	各学協会他	1,799,160		
商 品	書籍・雑誌	14,712,967		
消耗品		976,000		
前渡金	㈱学会ユーティリティセンター	3,000,000		
前払金	住友不動産㈱他	21,160,702		
立替郵税	各学協会	44,827,983		
短期貸付金	個人	10,000,000		
立替金	㈱学会ユーティリティセンター他	150,456,917		
仮払金	書籍販売時つり銭他	768,616		
未収収益	各学協会	133,921,574		
貸倒引当金		△ 113,407,000		
	流動資産合計		1,163,900,495	
固定資産				
(有形固定資産)				
建 物	駒込本部ビル建物	272,446,265		
建物付属設備	間仕切他	1,608,718		
車両運搬具	軽自動車(1台)	47,500		
什器及び備品	机・書庫他	6,863,363		
土 地	駒込本部ビル敷地	770,600,000		
(無形固定資産)				
電話加入権		1,279,094		
(投資等)				
投資有価証券	朝日信金 出資金	50,000		
保険積立金	日本生命相互会社他	16,577,881		
長期貸付金	㈱学会ユーティリティセンター他	144,896,988		
差入保証金	住友不動産㈱他	41,443,900		
敷 金	阪急電鉄㈱他	11,111,800		
長期定期預金	三井住友/上野他	24,200,000		
長期前払費用	プログラム開発費	328,650		
貸倒引当金		△ 135,796,000		
	固定資産合計		1,155,658,159	
	資産合計			2,319,558,654
流動負債				
買掛金	各学協会他	17,444,536		
未払消費税	本郷税務署	5,828,200		
未払金	会誌発送料金後納払分他	83,565,963		
未払費用	㈱学会ユーティリティセンター他	119,293,678		
前受金	定期雑誌購読料他	198,012,788		
仮受金	会費他	13,305,301		
誤送金	重複入金他	40,709		
預り金	源泉所得税・住民税他	3,830,071		
納税充当金	本郷税務署	259,900		
賞与引当金		29,000,000		
学会預り金	各学協会	1,641,007,557		
	流動負債合計		2,111,588,703	
固定負債				
長期借入金	三井住友/上野他	520,000,000		
長期預り保証金	各学協会他	576,800		
退職給与引当金		312,707,838		
役員退職給与引当金		10,000,000		
	固定負債合計		843,284,638	
	負債合計			2,954,873,341
	正味財産			△ 635,314,687

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

建 物 定額法
 その他固定資産 定率法

(2) 資金の範囲について

流動資産(商品、消耗品在庫は除く)および流動負債(貸倒引当金は除く)とする。
 なお、前期末及び当期末残高は、下記 3に記載するとおりである。

(3) 引当金の計上基準について

賞与引当金 賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

退職給与引当金 期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。

(会計方針の変更)

当期から期末要支給額の27.3%を繰入れる方法から期末要支給額の100%を繰入れる方法へ変更した。
 この変更により正味財産増減計算書における当期正味財産減少額が前期と同一の方法によった場合に比べ
 227,228,598円多く計上されている。

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等については個別に債権の回収可能性を検討し
 回収不能納額を計上、その他の債権については法人税法の法定繰入率による限度額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理について

消費税及び地方消費税は、税込方式により処理している。

2 基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科	目前期末残高	当期増加額	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	20,000,000		0	0	20,000,000
合計(基本金)	20,000,000		0	0	20,000,000

3 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(1) 一般会計

(単位:円)

科	目前	期末残高	当期	期末残高
流動資産		2,273,278		0
流動負債		3,271,991		0
次期繰越収支差額		△ 998,713		0

(2) 特別会計

(単位:円)

科	目前	期末残高	当期	期末残高
流動資産		1,364,788,101		1,261,618,528
流動負債		2,070,818,888		2,111,588,703
次期繰越収支差額		△ 706,030,787		△ 849,970,175

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

特別会計

(単位:円)

科	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	344,131,505	71,685,240	272,446,265
建物附属設備	3,469,897	1,861,179	1,608,718
車両運搬具	950,000	902,500	47,500
什器及び備品	90,337,791	83,474,428	6,863,363
合 計	438,889,193	157,923,347	280,965,846

5 保証債務について

保証債務はない。

6 担保提供資産

預 金 100,000,000 円

建 物 272,446,265 円(帳簿価額)

土 地 770,600,000 円(同上)

上記は長期借入金520,000,000円の担保に供している。

7 当期の決算の状況を踏まえ、現在経営健全化のための再建計画を策定中である。

平成16年度 収支予算書

(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

(1) 一般会計

(単位：千円)

科 目	前年度予算額	当年度予算額	差引増減額	備 考
I 収入の部				
1. 基本財産運用収入	5	24	19	
2. 寄附金収入	500	0	△ 500	
3. 繰入金収入	0	0	0	
当期収入合計 (A)	505	24	△ 481	
前期繰越収支差額	△ 998	0	998	
収入合計 (B)	△ 493	24	517	
II 支出の部				
1. 事業費	2,500	0	△ 2,500	
当期支出合計 (C)	2,500	0	△ 2,500	
当期収支差額(A-C)	△ 1,995	24	2,019	
次期繰越収支差額(B-C)	△ 2,993	24	3,017	

《附記》

平成16年度中に一般会計・特別会計のあり方について検討し、平成17年度から新たな会計制度を構築することとしている。

収支予算書

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(特別会計)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 収入の部			
1. 事業収入			
学術組織受託業務収入	801,806,000	885,500,000	△ 83,694,000
学術集会受到託業務収入	355,953,000	377,000,000	△ 21,047,000
出版物販売収入	314,700,000	337,300,000	△ 22,600,000
制作業務収入	362,470,000	424,720,000	△ 62,250,000
会場管理業務収入	5,900,000	32,760,000	△ 26,860,000
事務室賃貸収入	11,365,000	6,450,000	4,915,000
受取利息	4,250,000	3,000,000	1,250,000
雑収入	3,700,000	3,700,000	0
2. 長期貸付金回収収入	31,000,000	0	31,000,000
当期収入合計(A)	1,891,144,000	2,070,430,000	△ 179,286,000
前期繰越収支差額	△ 849,970,175	△ 707,029,280	△ 142,940,895
収入合計(B)	1,041,173,825	1,363,400,720	△ 322,226,895
II 支出の部			
1. 事業費			
出版物仕入	212,614,000	228,700,000	△ 16,086,000
印刷費	316,856,000	354,060,000	△ 37,204,000
印刷用紙費	26,625,000	30,000,000	△ 3,375,000
編集費	19,624,000	13,900,000	5,724,000
会場費	60,304,000	69,500,000	△ 9,196,000
消耗品費	13,627,000	13,600,000	27,000
保管発送費	83,605,000	90,300,000	△ 6,695,000
旅費交通費	15,460,000	17,000,000	△ 1,540,000
臨時職員雇用費	15,205,000	15,000,000	205,000
広告宣伝費	3,490,000	4,800,000	△ 1,310,000
会議費	10,000	100,000	△ 90,000
会場管理費	2,540,000	17,400,000	△ 14,860,000
賃貸事務室家賃	10,230,000	10,230,000	0
賃貸事務室光熱費	600,000	600,000	0
雑費	2,780,000	2,000,000	780,000
事業費合計	783,570,000	867,190,000	△ 83,620,000
2. 管理費			
役員報酬	17,248,000	30,000,000	△ 12,752,000
給料	372,302,000	440,000,000	△ 67,698,000
賞与	53,612,000	180,000,000	△ 126,388,000
通勤交通費	22,560,000	27,500,000	△ 4,940,000
法定福利費	62,150,000	84,000,000	△ 21,850,000
福利厚生費	2,280,000	4,000,000	△ 1,720,000
保険料	1,880,000	3,000,000	△ 1,120,000
退職金	30,000,000	25,000,000	5,000,000
臨時職員雇用費	58,663,000	19,800,000	38,863,000
ネットワーク運用維持費	43,699,000	35,000,000	8,699,000
コンピュータリース料	75,827,000	85,000,000	△ 9,173,000
事務機器リース料	8,813,000	6,600,000	2,213,000
什器備品リース料	7,670,000	0	7,670,000
印刷費	6,265,000	7,000,000	△ 735,000
保管発送費	35,630,000	35,000,000	630,000
消耗品費	16,683,000	13,000,000	3,683,000
事務用品費	1,164,000	1,000,000	164,000
備品費	900,000	780,000	120,000
旅費交通費	2,894,000	3,700,000	△ 806,000
通信費	10,492,000	44,000,000	△ 33,508,000
顧問費	1,600,000	2,000,000	△ 400,000
会議費	2,130,000	2,000,000	130,000
交際費	630,000	500,000	130,000
資料費	1,070,000	700,000	370,000
修繕費	3,500,000	100,000	3,400,000
家賃	36,567,000	37,770,000	△ 1,203,000
建物維持管理費	24,550,000	22,000,000	2,550,000
光熱水費	8,000,000	8,400,000	△ 400,000
移転費用	0	20,000,000	△ 20,000,000
租税公課	45,000,000	40,000,000	5,000,000
搬込手数料	6,740,000	5,800,000	940,000
支払利息	18,540,000	18,500,000	40,000
雑費	4,100,000	500,000	3,600,000
管理費合計	983,139,000	1,202,650,000	△ 219,511,000
3. 積立金支出	1,300,000	0	1,300,000
4. 長期借入金返済支出	40,000,000	0	40,000,000
当期支出合計(C)	1,808,009,000	2,069,840,000	△ 261,831,000
当期収支差額(A)-(C)	83,135,000	590,000	82,545,000
次期繰越収支差額(B)-(C)	△ 766,835,175	△ 706,439,280	△ 80,395,895

経営健全化のための再建計画

平成 16 年 6 月

財団法人日本学会事務センター

経営健全化のための再建計画

はじめに

財団法人学会事務センター（以下「センター」という。）は、昭和46年に任意団体、昭和48年に財団法人として設立以来、学会の事務局業務を一括して受託して学会の学術活動を支援してまいり、現在は約270の学会からその業務を受託しております。平成2年には大阪事務所を開設、平成4年には本部ビルの建設という大きな拡大をなし、多くの学会、研究者の信頼を得て業務を進めてまいりました。

この間、取り扱い業務量も拡大を続け、現在は約20億円の事業規模となっております。このようにセンターは拡大してまいりましたが、業務運営や財務運営も拡大基調で行われてきたため、業務の改善合理化、財務改革や経費削減が抜本的な形で行われず、センターの財務構造は長年にわたって徐々に悪化しておりました。

昨年、平成15年3月にセンターにまつわる大きな出来事が2件連続して起きたことを契機に、管理運営の体制や運営方法の抜本的な見直しを行ってまいりましたが、そのなかで、センターの財務が最悪の状態にあることが判明いたしました。

多くの学会の信頼を得て、学会の業務を行っていくことが使命であるなか、信頼を大きくゆるがすことになっておりました。学会のみなさま、またセンターを信頼いただいております多くの方々に対し深くお詫び申し上げます。

早速、平成15年度から管理運営体制の改革、運営方法の改革に着手するとともに、人件費をはじめ経費の削減を行うなどの改革を実施してまいりました。しかし、長い年月のなかで積み重なったもので、一気に改善を図ることは容易ではありません。

センターといたしましては、16年3月に「平成16年度の行動計画」を策定し、財務改革、運営改革に取り組んでおりますが、今回「経営健全化のための再建計画」を策定し、今後5年間の財務改善取組みを計画いたしました。そして、この計画を着実に実施し、財務の健全化を目指すことといたしました。5年間では健全化を完遂出来ませんが、なかば以上は達成でき、完全健全化への見通しが立つように取組みをいたします。1年ごとに点検を行うことは当然であります。4年目に再評価を行い、その後の5年間の完全健全化と次期展開計画を策定することを構想しております。

センターは、学会からの受託業務を今後とも堅実に行ってまいります。学会のみなさま、センターを信頼いただいております多くの方々に対し、改めてお詫びいたしますとともに、センターの再建計画をお認めいただき、今後ともご支援を賜りますようお願いいたします。

1. これまでの経緯

① センターの財務会計の仕組み

センターは昭和48年、基本財産1千万円で設立された。会計は一般会計のほか特別会計が置かれている。一般会計は最近でこそ広報誌を発刊したが、事業はなく、学会業務受託事業を中心とする特別会計のみといってもよい。

特別会計は、収入は学会業務受託収入、支出は受託事業費支出及び管理費からなり、当初から法人運営についても特別会計で行う制度になっている。

学会業務のうち会員管理受託は会員会費の徴収をセンターが行う仕組みであり、入金した「学会預り金」（学会から見れば「預け金」である。）はセンターにあり、学会業務受託収入としてセンター会計の収入になるものと、学会の将来に備えてセンターに留め置くものがあり、後者は「学会預り金」としてセンターが管理する仕組みである。学会に対しては定期的に現在額を報告している。

センターの学会からの受託事業は、学会業務受託収入によって、学会と十分連絡をとりながら、堅調に実施している。

学会預り金は最初からこの仕組みである。小規模の学会が運営できるのは、また最終段階で参加費が収入となる学術集会が準備経費を使用できるのは、学会預り金が総体管理されていることによるといえる。センター自身も基本財産は少ないが運営資金を一時的に確保できる仕組みとして制度設計されたとも考えられる。

② 財務状況悪化の原因

ア 長年の改革遅れの悪化蓄積

業務運営や財務運営が、従来から拡大基調で行われてきたため、業務の改善合理化、財政改革や経費削減が抜本的な形で行われず、センターの財務構造を長年にわたって徐々に悪化させた。

イ 学会ユーティリティセンターへの貸付金膠着

センター業務のうち学会誌保管や会員会費請求書の発送など、保管発送業務の委託先として、平成2年に株式会社学会ユーティリティセンターを設立したが当初の事業支援貸付金が、その後の同社の経営のまずさから膠着した。債権回収の努力もなく、センターの資産状態を悪化させている。

ウ 固定資産取得借入金

平成2年に本部ビル（駒込ビル）を長期借入金で取得したが、その償還が適切に行われず、結果的に固定資産が流動資産を圧迫してきた。

エ 長期計画、資金計画

事業展開の長期的取組が不十分であった。

③ 平成 15 年度の財務運営

ア 管理運営、財務運営の見直し

経営会議、執行役体制の設置、公益法人指導監督基準に即した寄付行為の見直し、就業規則の改定、会計規程の改定等の管理運営、財務運営の改革を行った。また、設立以来、企業会計に準じた会計を行ってきたが、公益法人会計基準に基づいた収支決算を行った。

さらに、経営陣について、これまでの管理運営と今日の財務状況に至らしめた責任により解任及び退任させ、15年度の途中から経営陣を一新した。

イ 長年の改革遅れの蓄積

昨年の二つの出来事を契機に、管理運営体制、運営方法の見直しに取りかかり、センターの抜本的な業務運営の改革、経費の改革を行っているが、15年度には効果がでなかった。

ウ 直接的な赤字決算の理由

退職者が20人以上と例年になく多人数となり、退職金支出が予算を大幅に超過した。また、15年度に引当金計上基準を見直し、学会ユーティリティセンターの財務状態を精査し貸倒引当金を新規計上、さらに長年にわたって計上不足であった退職給与引当金について所要額を計上するなどの財務処理を行った。

2. 再建計画の基本的考え方

(1) センターの目標

センターは、日本における学会事務の改善と合理化をはかることによって、学術研究の発展に資することを目的としています。そして、設立以来、学会の信頼を得て順調に業務を実施してきました。

今回、16年度の行動計画を策定するなかで、改めて次の目標を確認しました。

- 1 公益法人として、質の高い学会活動支援を行う。
- 2 学会事務のさらなる情報化、効率化を追求する。
- 3 積極的な業務運営、財務運営を行う。

(2) 再建計画の基本的視点

① 学会への責任

もとより再建計画は、センターを信頼して業務を委託いただいた諸学会を第一に考え、組立てられるものでなければなりません。従って、学会財産の保全はもとより、業務遂行の責任も果たせるものでなければなりません。このため、今日の財務状況の下では学会としては財産保全を第一とされるのは当然ではありますが、これに応えることは不可能に近いと言わざるを得ず、相当の混乱が予想され、受託270団体の学会活動は著しく停滞することとなります。

諸学会におかれては、発展的視点と長期的視野からセンターの再建計画を見守ってくださることを何よりも切望します。センターは諸学会の賢明な姿勢に報いるため、最大限の努力を怠らないことをもって学会への責任を果たしていきます。

② 再建計画の基本視点

もとより再建計画は、センターの全活動領域において再建のための方向を明示し、課題を明確にするものでなければなりません。また、再建課題の前提が非常に大規模であることから計画の全体像は総合的かつ長期的なものとならざるを得ません。

また、センターは学会からの業務の付託を受け、学会とともに業務推進することから、学会の協力なしには為しえない事項であることも事実であります。

③ 基本的方向性

ア 早期自力再建への取組み

今日の状況を招来したのは旧執行体制に重大な原因があるが、センターは負債の一切を自らの努力で解消しなければなりません。

イ 学会活動支援を通じた社会的信用の回復

学会活動の後方支援を責務とするセンターは、休みなく続けられる学会活動に、遅滞のない日常業務への取組を続けることにより信用の回復を図ることとします。

ウ 業務改善への取組みと効率化の追求
同時に、より機能的、効率的な業務改善に立ち向かい、諸学会へのサービスの質の向上に努め、信頼と要請に応えることを追求します。

エ センター再建と職員の生活防衛の両立

このような財務状況のもと、職員の生活も危急存亡のふちに立たされています。職員一人一人は再建の現場を支えるかけがえのない担い手であり、再建計画はセンターの事業、経営、組織の再建と職員の生活を守り抜くことを両立させるものでなければなりません。同時に職員の側でも、諸学会の要望に真摯に応え、予想される諸困難に耐え抜く気概が必要です。

④ 再建計画に関し取組んでいる事項

「平成16年度の行動計画」の内容

ア 管理運営体制の整備

常勤役員の再配置として、業務情報担当、経営財務担当の理事による積極的事業展開

適格な執行役、部長等の配置による各事業部、部門による組織的業務遂行

イ 財団法人としての組織運営

寄付行為の変更、会計制度の見直しによる学術推進支援の公的使命を任う組織運営

就業規則の改正、諸規程の整備による学会活動支援職員としての業務規範と勤務環境の制定

ウ 財務運営の改革

事業計画に即した予算の効果的執行、会計規程、会計組織の整備による適格な財務処理

エ 経費の徹底的削減

物件費：事務所の再編成、契約の見直し、光熱費の節減

人件費：業務システムの改革による職員数の削減

給与水準の引き下げ（平均6.4%）と業績型評価型の給与制度実施

オ 学会業務受託の拡大

カ 次期情報基盤計画の策定と実行取組み

3. 再建のための具体的計画

(1) 学会業務受託の充実

① 学会庶務、会員業務

センターの事業は「学会の要請に基づく学会事務の代行」である。この基本にたつて、その中核である学会庶務、会員業務の充実を図る。受託学会数を増加させるため、業務委託について問い合わせのあった学協会等に委託を呼びかけ、受託学会数の拡大に努める。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
受託学会数	270	300	330	350	350
会員数	39.5万人	40.5万人	42万人	43万人	43万人

② 学術集会受託業務

学術集会業務は学会が行う国内、国際会議をはじめ、学術集会、セミナーなど大小さまざまである。毎年継続的に行われるものから、単発のもの、大規模なものなどさまざまである。従って、集中する年と、閑散となる年が起きる。また、参加者数が最後まで不確実なものが多くリスクも大きい。

民間に同種の業者が多く、センターの競争力は弱いといえる。小規模の学会などきめ細かい対処を行ってきたセンターの役割も考慮したが、今後は、センターとして受託したのち、外部に再委託することとする。

(単位：百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
学術集会受託業務収入	355	355	400	450	450

③ 編集・制作業務

編集・制作業務は学会誌の編集を行うものである。

今回、学術集会業務の外注化に伴って、大阪事務所機能を学会庶務に集約することから、大阪事務所で行われている制作業務はセンター一元化を図ることとする。また、この業務についても学術集会業務と同様に外注化を検討する。

④ 資格認定業務、その他

資格認定セミナーなど、新規事業を開拓する。

⑤ センターにおける大阪事務所の役割の見直し

大阪事務所業務については、学術集会業務の外注化に伴い、西日本に重点を置く学会をはじめ、大阪に要請のある学会の学会庶務業務に特化させる。

職員は、学術集会の外注化に伴い一部外注先に異動するほか、本部への機能集中化にともなって、本部における職員再配置の中に加わる。

⑥ 職員の再配置

以上の業務再編成に伴って、次のように職員の再配置を行う。

職員数

(単位：人)

	16年度当初	17年度当初	18年度当初	19年度当初	20年度当初
東京 学会庶務	18	38	38	38	38
〃 学術集会	21	0	0	0	0
〃 その他事業	21	25	25	25	25
〃 総務・会計	15	12	12	12	12
大阪	19	5	5	5	5
合計	94	80	80	80	80

(2) 本部ビル(駒込第1)を中核とする事務所再編

① 本郷ビルの退去

本郷ビルは、情報関係業務が集中する目的で、平成15年度に新たに開設したものであるが、ACOS等の移転外注化、各種サーバーのハウジング化、駒込ビルへの事務所集中化、効率化と、家賃等の節減のため、平成17年度の情報基盤の移設と同時に退去する。

② 本部ビル(駒込ビル)整備と駒込第2の設置

駒込ビル集中化を行うが、不足分を至近のビルに入居する。これにより本部を中核に一体性をもって業務を推進する。

③ 大阪事務所の移設

大阪における業務の再編成を行うことにより、移転し規模を縮小する。大阪大学構内への設置を視野に検討する。

④ その他

本郷地区にある薬学関係事務所は16年6月に本部ビルに統合した。

(単位：百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
家賃・光熱費	69	24.5	24.5	24.5	24.5

(3) 情報システムの転換

ACOS（会員管理情報の汎用コンピュータ）及び各種サーバー群は本郷ビルにおいて稼働し、センターの情報中核機能を果たしている。

ACOSのリース期間の関係もあり、次期情報基盤のあり方を検討中であるが、現在の情報化時代に即した情報基盤という点、個人情報管理という点等を重点に検討し、会員管理システム、財務会計システムについてシステム開発及び運用管理をホスティング方式、現有のサーバー群をハウジング方式で全面外注化を図る。

(単位：百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
情報基盤経費	159	※257	146	143	121

※ 移転費用20を含む。

(4) 経費の削減、節約

① 職員減員と臨時職員

職員数

(単位：人)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
職員	94	80	80	80	80
臨時職員	24	10	10	10	10
合計	118	90	90	90	90

② 給料、賞与

16年4月より、就業規則、給与規程を全面改訂した。ことに給与については、財団設置以来、毎年、ベースアップを重ねてきたものを、センターの財務状況を職員に説明し、平均6.4%のベースダウンを行った。賞与についても従来の5カ

月以上を、16年度は年間2カ月分としている。

人件費

(単位：百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
人件費	604	559	555	555	555

③ 物件費

ア 家賃・光熱費、コンピューター経費

前項までのとおり

イ 業務改善による経費節減

印刷費、印刷用紙、会場費、消耗品費、保管発送費、光熱費、派遣職員経費等について、目標を定め、節減を図る。

物件費

(単位：百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
物件費	362	433	322	319	296

(5) 学会ユーティリティセンターからの債権回収

学会ユーティリティセンターでは昨年3月不祥事があり、これは特別損失の財務処理をし、その後は堅調に事業を行っている。長期貸付金についてはセンターとして15年度貸倒引当金を計上したが、学会ユーティリティセンターとしては15年10月からの今期は堅調に事業を行っている。

長期貸付金の返済は長期にわたることになるが、着実に返済されるよう、監視していく。

(6) 経営健全化のための再建計画の全体構造

① 年度収支の健全化

(単位：百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
(収入)					
事業収入	1,860	1,900	1,950	1,960	1,960
事業外収入	31	31	31	31	31
当期収入合計(A)	1,891	1,931	1,981	1,991	1,991
前期繰越収支差額	△850	△767	△752	△615	△486
当期収入合計(B)	1,041	1,164	1,229	1,376	1,505
(支出)					
事業費	784	884	926	947	947
管理費	983	991	877	874	851
人件費	621	558	555	555	555
物件費	362	433	322	319	296
事業外支出	41	41	41	41	41
当期支出合計(C)	1,808	1,916	1,844	1,862	1,839
当期収支差額(A—C)	83	15	137	129	152
次期繰越収支差額(B—C)	△767	△752	△615	△486	△334

② 財務状況の健全化

(単位：百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 流動資産	1,164	1,247	1,262	1,399	1,528	1,680
II 固定資産	1,156	1,150	1,144	1,138	1,132	1,126
資産合計	2,320	2,397	2,406	2,537	2,660	2,806
I 流動負債	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112
うち学会預り金	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641
II 固定負債	843	803	763	723	683	643
負債合計	2,955	2,915	2,875	2,835	2,795	2,755
III 正味財産	△635	△518	△469	△298	△135	51
(正味財産増減)	(△653)	(+117)	(+49)	(+171)	(+163)	(+186)
負債及び正味財産合計	2,320	2,397	2,406	2,537	2,660	2,806

注1 財務状況は各年度末日現在の推計値である。

2 学会預り金は常時変動するが、ここ数年はほぼ16億円前後であり、同額とした。

おわりに

センターはその使命である学会の業務をお手伝いし、その活動を支援することは、不十分な点はあったと思いますが、役割を果たしてきたと考えております。しかし、センターの事業活動や運営状況を知らせるという点では、大変申し訳ありませんが、不完全でした。最初にも述べましたように、センターの広報はほとんど行われてまいりませんでした。センター情報が出されておれば、このような状況はおき得なかつただろうと推察されます。その点でも深くお詫びいたします。

今回策定いたしましたこの再建計画は確実に実施いたします。そして、従来にも増して、業務の充実を図ってまいります。また、再建計画の実施状況はもとより、センターの活動状況をより一層、公表してまいります。

重ねて申し上げますが、刷新した体制によって再建計画は確実に実施してまいります。職員も新しい就業規則のなかで、日夜、学会からの信頼を回復すべく受託業務に献身的に取り組んでおります。

学会活動の遅滞を何よりも回避させることが最優先事項との考えにたつて、皆様におかれては、発展的視点と長期的視野からセンターの再建計画を見守ってくださることを何よりもお願いいたします。センターは最大限の努力を払って学会への責任を果たしていく所存であります。どうぞ今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。

日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会 参加学会一覧

注：連絡協議会発足当初（2005年1月20日時点）での参加学会、順不同

日本神経科学学会 日本体力医学会 日本人類遺伝学会 日本地形学連合 MWP2002
国内委員会 日本近代文学会 日本免疫学会 日本AEM学会 日本哺乳類学会 日本
陸水学会 日本農業気象学会 日本小児血液学会 日本組織適合性学会 日本教育社会学
会 地球電磁気・地球惑星圏学会 日本生殖免疫学会 日本教育心理学会 中・四国矯正
歯科学会 日本腹部救急医学会 日本肝胆膵外科学会 日本サンゴ礁学会 日本レーザー
歯学会 クロマトグラフィー科学会 日本アメリカ文学会東京支部 日本特殊教育学会
日本薬物動態学会 日本皮膚悪性腫瘍学会 特定非営利活動法人日本環境管理監査人協会
日本ウイルス学会 日本基礎老化学会 美学会 日本看護学教育学会 日本比較文学会
日本家族研究・家族療法学会 呼吸器胸腔鏡外科クラブ 日本小児看護学会 日本神経回
路学会 日本人類学会 女性労働問題研究会 低温生物工学会 日本マス・コミュニケー
ション学会 日本外科代謝栄養学会 日本ラテンアメリカ学会 日本脊椎脊髄病学会 日
本RNA学会 日本社会学会 日本微生物資源学会 個体群生態学会 美術史学会 日本
赤外線学会 政治思想学会 先端材料技術協会 日本商業学会 日本雪工学会 日本神経
精神薬理学会 日本医学教育学会 日本生物学的精神医学会 日本小児科外科学会 パワ
ーエレクトロニクス学会 日本音声学会

財団法人日本学会事務センター破産の経緯

2007年9月1日発行

発行者 日本学会事務センター破産被害学会連絡協議会

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-3-10

東京医科歯科大学難治疾患研究所

難治病態部門分子病態分野 木村 彰方 気付

TEL 03-5280-8056 FAX 03-5280-8055
